

静嘉堂文庫所蔵

『祠部職掌雜纂物目録』

藩法研究会 丹波篠山班

橋本久

牧田勲

山田勉

凡例

『祠部職掌雜纂物目録』

- 一 本稿は静嘉堂文庫所蔵『祠部職掌雜纂物目録』二部二冊を収める。両者は異同があり、相互の欠を補っている。対比しやすいように上下に組んでいる。上段に収蔵番号二〇三三四を第一本、下段に二〇三三五を第二本として配置した。
- 一 上段・下段の対応関係を明示するよう努めたため、

- 一 原本にない空白が各所に生じたが、原本では特に明示しないかぎり、一連の記載となっている。
- 一 上段・下段の文字の異同箇所には、右傍に・点を付した。都合により左傍に付した所もある。
- 一 上段・下段の各下欄を備考とし、青山会文庫所蔵『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』、内閣文庫所蔵『祠部職掌類聚』、静嘉堂文庫所蔵『祠部職掌類聚』、『祠部職掌雜纂』、国立国会図書館所蔵『寺社奉行所引継文書』等

料 資

との対応を推定し、青山・内閣・静嘉・国会と略記して、目録番号などで記している。

一 原本の体裁を保つため、改行はできるかぎり原本通りとした。

一 各丁数と表裏を、それぞれの末尾に「二才」（第一丁表）、「二ウ」（第二丁裏）のごとく表記した。白地の面は「空白」として下端に上記の記号を表した。

一 序・凡例にみられる変体仮名の「越・春・尔・者・類・里・勢・奈・良・無・怒・支・留・古・那・礼・王・可・耳・天・起」は、「を・す・に・は・る・り・る・せ・な・ら・む・ぬ・き・る・こ・な・れ・わ・か・に・て・き」に改めた。

一 目録にみられる干支の「己」「巳」は「巳」に揃えた。

一 目録には、各書目ごとに仮番号を付し、さらに同一標題のもとにある各冊には枝番号を付した。11・23のごとくである。解題では、11の23などと表記した。

一 「」は付箋・書入などを示す。

一 『』は朱筆を示す。

一 「」は編者の注記である。

一 本書の複写・翻刻を快諾して頂いた静嘉堂文庫の関係者各位に深謝する。

一 国会図書館所蔵資料の調査に当たって、坂詰智美氏のご協力を得た。記して謝する。ただし、本目録との対照は、編者が試みたものである。

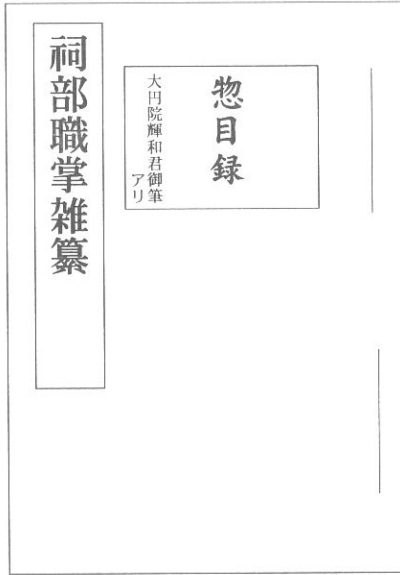
一 ひきつづいて篠山市教育委員会所蔵青山会文庫の諸本を利用して頂いた。同教育委員会および畑 治男 名誉館長に謝意を表す。

第一本

『祠部職掌雑纂惣目録』 第一本

(静嘉堂文庫二〇三三四／一五〇四・一四)

〔表紙〕



縦 29.9 cm × 横 21.4 cm

〔見返付箋〕

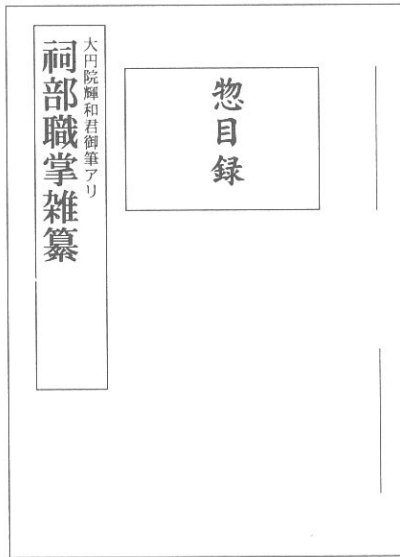
後復姓シテ大河内 祠部職掌目六
 二冊
 此書ハ 松平右京大夫源輝和君
 徳川幕府天明度寺社奉行

第二本

『祠部職掌雑纂惣目録』 第二本

(静嘉堂文庫二〇三三五／一五〇四・一四)

〔表紙〕



縦 29.9 cm × 横 21.3 cm

御務之頃若干卷餘ノ惣目録也
外は御家ニ而御一新後御實却歌

但シ社寺徳川氏御朱印ハ政府社寺掛ヘ御用出限リ

明治四十四亥十二月十八日 藤士族 原敬記ス

〔序文〕

〔付箋〕 「大圓院輝和君御筆」

周官太宋伯を設置せしより歴

代皆祠部の職有て廟桃齋

祀の礼を掌る復世四民の外又釋

道ありて民類凡六となれり故に

唐宋以來釋道皆祠部にあわせ

て其事を司る

皇朝の古昔に在て治部省蓋其

職成むか

幕府之制寺社の理司を置称ハ彼と

異なれとも義ハおのつから是に同じ其

〔一オ〕

周官太宋伯を設置せしより

歴代此祠部の職有之廟桃齋

祀の礼を掌る復世四民の外又釋

道ありて民類凡六となれり

故に唐宋以來釋道此祠部に

あわせて其事を司る

皇朝の古昔に在て治部省蓋其職

成むか

幕府之制寺社の理司を置称ハ

彼と異なれとも職おのつから是

〔一オ〕

分掌する寺院之度牒祠宇の名額

かかる所尤廣し故に其職に居者新

舊相告文籍互に通し例に拠り

案をなし證を照して断するを改

天明四年此職に居しより于今十三年

先職之文案を轉借し諸家之裸

記を披索し編て一千卷之書とな

しぬ又其中に於て神社俸田之

給牒及定格之條目を別ち十二究と

し観る者に便りす思ふに此二事先

之是職に居る者いまた成書あらず

又其傳ふる所も遺漏多し予曩歲

奉

命親しく其給牒を参照せしに頗る

〔二オ〕

〔二ウ〕

に同し其分掌する寺院之度

牒祠宇の名額かかる所尤廣し

故に其職に居者新舊相告

文籍互に通し例に拠り案

をなし證を照して断するを改

予天明四年此職に居しより于今

十三年先職の文案を轉借し

諸家之裸記を披索し編て

一千卷之書となしぬ又其中に

於て神社俸田之給牒及定

格之條目を別ち十二究とし

観る者に便りす思ふに此二

事先の是職に居る者いまた成

書あらず又其傳ふる所も遺

漏多し予曩歲

奉

命親しく其給牒を参照せしに

〔二オ〕

〔二ウ〕

資料

舊文きやうぶんと異同いどうあるを見るミ於是おひて手こから
 檢閱けんえんし年としを歴へて一書いつしょとなれり鳴呼あゑ
 運用うんよう八其人そのひとにあらん断案たんあんに於おてハこ
 こに具備くひすといふへし遂ついに巻端くわんたんに
 序しよし且かつ其職掌そのしやくしやうを載のて此一書このいつしよ
 にととまらざるを知らしむ

寛政八年歲在丙辰夏六月

月

典	攝	祠
謁	部	部

中	夫	輝
大	源	和

〔空 白〕

〔三才〕

〔三ウ〕

凡例三則

- 一 是書このしよ予よか家藏かそう之本ほんを基もととし諸家しよけ
 之文案のぶんあんを増加そうかす今藏本いまそうほんに於おてハ

頗る旧文きやうぶんと異同いどうあるを見るミ於是おひて手こから
 檢閱けんえんし年としを歴へて一書いつしょとなれり鳴呼あゑ運用うんよう八其人そのひと
 にあらん断案たんあんに於おてハここニ
 具備くひすといふへし遂ついに巻端くわんたんに
 端たんに序しよし且かつ其職掌そのしやくしやうを載のて此一書このいつしよ
 之此書このしよにととまらざるを知らしむ

寛政八年歲在丙辰夏六月

典	攝	祠
謁	部	部

中	夫	輝
大	源	和

〔三才〕

〔三ウ〕

凡例三則

- 一 是書このしよ予よか家藏かそう之本ほんを基もととし諸家しよけ
 家之文案けあふぶんあんを増加そうかす今藏本いまそうほんに

〔祠部刑案〕
一宗秘而
之印を用ゐて識別す其篆文

と形とに見は三本之殊別す自知らん

一
先職之傳る處を増補せしハ

〔増〕を用ひて印別す諸寺社より出
〔四オ〕

せし給牒に据て考定せしハ

〔廣〕を用ゐて印識とせり讀者三則

之例により前に照し後に證セハ一書

三條同異自明ならむ

一
本書に載する所御條目御定書

御掟書等之遺漏あるをハ別に附

録若干卷有て祥に具す其書

或ハ定制之外時に臨ての新例或ハ

奉行申渡し之書付其餘寺社

御朱印分配之給牒且争訟之判

〔四ウ〕

〔祠部刑案〕
一宗秘而
之印を用ゐて職別

於てハ

其篆文と形とに見は三本之殊別す自知しむ

一先職之傳る處を増補せしハ

〔増〕を用ひて印別す諸寺社より
〔四オ〕

出せし給牒に据て考定せしハ

〔廣〕を用ゐて印識とせり讀者三則

之例に与り前に照し後に證セ

ハ一書三條同異自明ならむ

一本書に載する所御條目御定書

御掟書等之遺漏あるをハ別に附録若干卷有て祥に具す其

書或ハ定制之外時に臨ての新例

或ハ奉行申渡し之書付其餘寺

社 御朱印分配之給牒且争

〔四ウ〕

語皆抄出して載する所見る者便あり

らんと欲てや

諸神社給 賜御朱印御條目扣書

予家已に一書を蔵む又先職之方よ

り借受書写して同く家に貯ふ爰

に先年蒙

命仏院神祠之賜 牒を照檢せし

時其出す所を記し前の二書に合し

一部之書となせり其増加するハ

本書に従ふて書せハ誤あらす

家藏傳借之二本乃ぬき亦本書

にハ出るといへとも數回謄写或ハ訛誤

をまぬかるへからす後は職に居

是書を覽る者其知焉哉

〔五オ〕

〔五ウ〕

〔六オ〕

訟之判楮皆抄出して載する

所見る者便あらんと欲てや

諸神社給 賜御朱印御條目扣書

予家已に一書を蔵む又先職之方

より借受書写して同く家に貯ふ

爰に先年蒙

命仏院神祠之賜 牒を照檢せ

し時其出す所を記し前の二書に

合し一部之書となせり其増加するハ

本書に従ふて書せハ誤あらす家

藏傳借之二本乃ぬき亦本書にハ出

るといへとも數回謄写或ハ訛誤を

まぬかるへからす後は職に居

て是書を覽る者其知焉哉

〔五オ〕

〔五ウ〕

〔以下別筆〕

〔空白〕

〔六ウ〕

○祠部職掌雜纂類分目錄

○御朱印御條目類

○祠部職掌雜纂元記

○地方書留類

○御書付類

○進達類

○三奉行留類

○相談書類

○御仕置留類

○寺社方見合可相成留類

○雜之部

○諸一件類

○附録之類

○御奏者番留之内抜書

〔空白〕

〔八ウ〕

〔七ウ〕

〔八オ〕

1 ○諸寺院御朱印御條目留

拾式冊

水青山6
幹嘉二〇三四三

内

1・1 ○卷之一 諸宗御法度御條目 天台宗

〔以下別筆〕

祠部職掌雜纂類分目錄

御朱印御條目類

祠部職掌雜纂元記

地方書留類

御書付類

進達類

三奉行留類

相談書類

御仕置留類

寺社方見合可相成留類

雜之部

諸一件類

附録之類

御奏者番留之内抜書

〔空白〕

〔七ウ〕

〔六ウ〕

〔七オ〕

1 諸寺院御朱印御條目留

拾式冊

松平右京亮輝和勤役中
水青山6
幹嘉二〇三四三

1・1 ○卷之一 諸宗御法度御條目 天台宗

資料

2	○御朱印手目録 内	2	○卷之二 日光東叡山年中行事
2・1	○万石以上	1・2	○卷之三 同
2・2	○天台宗	1・3	○卷之四 同
2・3	○浄土宗	1・4	○卷之五 同
2・4	○禅宗	1・5	○卷之六 浄土宗
		1・6	○卷之七 真言宗 古義高野山
		1・7	○卷之八 古義新義真言宗
		1・8	○卷之九 禅宗 曾洞宗 五山派 洞家 黄檗宗 大徳寺派
		1・9	○卷之十 日蓮宗 一向宗 時宗 八幡一山 虚無宗 無本寺 [九ウ]
		1・10	○卷之十一 神主 修験 熊野 本願
		1・11	○卷之十二 樂人 町人
		1・12	雜

2

御朱印手目録^五

右同断
式拾三冊

『祠部職掌雜纂惣目録』

4 ・ 16	4 ・ 15	4 ・ 14	4 ・ 13	4 ・ 12	4 ・ 11	4 ・ 10	4 ・ 9	4 ・ 8	4 ・ 7	4 ・ 6	4 ・ 5	4 ・ 4	4 ・ 3	4 ・ 2	4 ・ 1	4	3 ・ 24	3 ・ 23	第一本	
○三論宗 律宗 真言律宗	八宗弘通 四宗兼学	○濟家五山派	○律宗	○真言宗	○一向宗	○法花宗	○時宗	○古義真言宗	○新義真言宗	○濟家	○曾洞宗	○禪宗	○浄土宗	○天台宗	○堂上方	○親王宮門跡御比丘尼方	○御朱印帳	○武藏國	○播磨國	
老冊		老冊	式冊	式冊	四冊	四冊	四冊	六冊	拾老冊	四冊	拾五冊	五冊	六冊	八冊	三冊	老冊	九拾六冊	同	同	
							〔二四才〕 *国会カ							〔二三ウ〕 *静嘉二〇三四七 *青山3	*静嘉二〇三四五				〔二三才〕	

第二本

4

御朱印帳

右同所

九拾六冊

禪宗黄檗

〔二四乙〕

資料

4・17

花嚴宗 黄檗派
○天台真言宗
律淨土宗 法相宗

老冊

4・18

○三論法相宗 時宗 律宗
樂人 百姓 町人

老冊

4・19

○神主

九冊

4・20

○修驗當山方

三冊

4・21

○同本山方

老冊

〔二五乙〕

4・22

○同當山本山

老冊

4・24

○八幅一山
○百郷
○百姓
町人

老冊

5

○祠部職掌雜纂元記

拾九冊

内

〔二五乙〕

5・1

○寺社奉行被 仰付候部

老冊

*青山51

5・2

○寺社奉行新役被 仰付候部

同

*青山52 内關西

5・3

○評定所之部

同

*青山91

5・4

○内寄合之部

同

*青山94

5・5

○御定書掛之部

同

*青山93・1

○祠部職掌雜纂元記

拾九冊

内

〔八才〕

右同断

5

○寺社奉行被 仰付候部

老冊

*青山51

5・1

○寺社奉行新役被 仰付候部

同

*青山52 内關西

5・2

○評定所之部

同

*青山91

5・3

○内寄合之部

同

*青山94

5・4

○御定書掛之部

同

*青山93・1

5・5

料
6・4

資
6・5

○ 從寬延四未年
到寶曆十辰年

○ 從寶曆十一巳年
到同 十三未年

○ 從寶曆十四申年
到明和三成年

○ 從明和四亥年
到同 五子年

○ 從明和六丑年
到同 八卯年

○ 從明和九辰年
到安永二巳年

○ 從安永二巳年
到同 三年

○ 從安永四未年
到安永五申年

○ 從安永六酉年
到同 七戌年

○ 從安永七戌年
到同 八亥年

○ 從安永九子年
到同 十丑年

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

〔二七ウ〕

『祠部職掌雜纂惣目録』

7・7	7・6	7・5	7・4	7・3	7・2	7・1	7	6・17	6・16	6・15	第二本
○卷之七	○卷之六	○卷之五	○卷之四	○卷之三	○卷之二	○卷之一	○被 仰出留	○ 從天明四辰年 到同 六午年	○ 從天明三卯年 到同 四辰年	○ 從天明元丑年 到同 二寅年	
從同二十卯年	從同十四酉年	從享保七寅年	從正德三巳年	從元祿十一寅年	到萬治元戌年	從慶長五子年 到寬永八未年	拾八冊	同	同	同	
								〔二八才〕			

内

7
被 仰出留
從慶長五子年
至寬政三亥年
拾八冊

第二本

資料

第一本

11・1	〔付箋〕 井上河内守 享保十四酉年	從正月 至十二月	老冊
11・2	〔付箋〕 黒田豊前守 同十五戌年	從八月至翌 亥年二月	同
11・3	〔黒田豊前守真邦〕 同年	從正月 至八月	同
11・4	〔井上河内守正之〕 同十六亥年	從正月 至十二月	同
11・5	〔右同人〕 同十七子年	從正月 至十二月	同
11・6	〔右同人〕 同十八丑年	從正月 至十二月	同
11・7	〔右同人〕 同十九寅年	從八月 至十二月	同

第二本

11・1	享保十四酉年	從正月 至十二月	老冊
11・2	同 十五戌年	從八月至翌 亥年二月	同
11・3	〔黒田豊前守直邦〕 同年	從正月 至八月	同
11・4	〔井上河内守正之〕 同十六亥年	從正月 至十二月	同
11・5	〔右同人〕 同十七子年	從正月 至十二月	同 (一〇乙)
11・6	〔右同人〕 同十八丑年	從正月 至十二月	式冊
11・7	〔右同人〕 右同年	從二月至同 二十卯年六月	老冊

『祠部職掌雜纂惣目録』

第一本

11・8 同二十卯年
〔右同人〕
從正月
至十二月

11・9 同二十卯年
〔井上河内守正之〕
從二月
至六月

11・10 元文二巳年
〔大岡越前守忠相〕
從正月
至十二月

11・11 同二巳年
〔牧野越中守貞俱〕
從正月
十二月

11・12 右同年
〔松平紀伊守信岑〕
從正月
至十二月

11・13 元文三午年
〔大岡越前守忠相〕
從正月
至十二月

11・14 同三午年
〔牧野越中守貞俱〕
從七月
至十二月

11・15 右同年
〔右同人〕
從正月
至六月

式冊
〔三才〕

老冊

三冊

老冊

同

式冊

老冊

同

第二本

11・8 同十九寅年
〔右同人〕
從八月
至十二月

11・9 同二十卯年
〔右同人〕
從正月
至十二月

11・10 元文二巳年
〔大岡越前守忠相〕
從正月
至十二月

11・11 同二巳年
〔牧野越中守貞俱〕
從正月
至十二月

11・12 元文二巳年
〔松平紀伊守信岑〕
從正月
至十二月

11・13 同三午年
〔大岡越前守忠相〕
從正月
至十二月

11・14 同三年
〔牧野越中守貞俱〕
從七月
至十二月

11・15 右同年
〔右同人〕
從正月
至六月

同

式冊

三冊

老冊

同

式冊

老冊

同

〔二才〕

第一本

資 料

11・23	11・22	11・21	11・20	11・19	11・18	11・17	11・16
『本多紀伊守正珍』 右同年	『大岡越前守忠相』 同五申年	『本多紀伊守正珍』 右同年	『右同人』 右同年	『牧野越中守貞俱』 右同年	『右同人』 右同年	『右同人』 右同年	『大岡越前守忠相』 同四未年
從正月 至十二月	從正月 至六月	從正月 至十二月	從五月 至十二月	從正月 至十二月	從五月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月
同	同	同	同	同	同	沓冊	式冊 〔二一之〕

第二本

11・23	11・22	11・21	11・20	11・19	11・18	11・17	11・16
『本多紀伊守正珍』 右同年	『大岡越前守忠相』 同五申年	『本多紀伊守正珍』 右同年	『右同人』 右同年	『牧野越中守貞俱』 右同年	『右同人』 右同年	『右同人』 右同年	『大岡越前守忠相』 同四未年
從正月 至十二月	從正月 至六月	從正月 至十二月	從五月 至十二月	從正月 至十二月	從五月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月
同 〔二二之〕	同	同	同	同	同	沓冊 〔二一之〕	式冊 二六八

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・31	11・30	11・29	11・27	11・26	11・25	11・24	第一本
右同年	同 三亥年	右同年	右同年	同 二戌年	寛保元酉年	右同年	『右同人』
從正月 至壬正月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從八月 至十二月	從七月 至十二月	『右同人』
卷冊	式冊	同	同	同	卷冊	同	『三才』

11・31	11・30	11・29	11・28	11・27	11・26	11・25	11・24	第二本
右同年	寛保三亥年	右同年	右同年	右同年	同 二戌年	寛保元申年	元文五申年	『本多紀伊守正珍』
從正月 至壬四月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從正月 至六月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從八月 至十二月	從七月 至十二月	『右同人』
卷冊	式冊	同	同	同	同	同	卷冊	『三才』

資料

11・39	右同年	從正月 至十二月	貳冊
11・38	同三寅年 <small>〔本多紀伊守正珍〕</small>	從正月 至五月	壹冊
11・37	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從七月 至翌寅十二月	壹冊
11・36	延享二丑年 <small>〔大岡越前守忠相〕</small>	從正月 至十二月	貳冊
11・35	延享元子年 <small>〔大岡越前守〕 〔付箋〕</small>	從七月 至十二月	壹冊
11・34	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從同月 至同月	壹冊
11・33	同四子年 <small>〔大岡越前守忠相〕</small>	從正月 至六月	壹冊 〔二二乙〕
11・32	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從正月 至十二月	貳冊

11・39	右同年 <small>〔大岡越前守忠相〕</small>	從正月 至十二月	貳冊
11・38	同三寅年 <small>〔本多紀伊守正珍〕</small>	從正月 至五月	同
11・37	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從七月 至翌寅十二月	壹冊
11・36	延享二丑年 <small>〔大岡越前守忠相〕</small>	從正月 至十二月	貳冊
11・35	延享元子年	從七月 至十二月	同 〔二三才〕
11・34	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從正月 至六月	同
11・33	同四子年 <small>〔大岡越前守忠相〕</small>	從正月 至六月	壹冊
11・32	右同年 <small>〔右同人〕</small>	從正月 至十二月	貳冊

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・47	11・46	11・45	11・44	11・43	11・42	11・41	11・40	第一本
同 二申年	實曆元未年	寛延四未年	右 同年	同 五辰年	右 同年	同 四卯年	右 同年	
從正月 至三月	從正月 至十二月	從正月 至十月	從四月 至十二月	從正月 至六月	從正月 至六月	從二月 至十二月	從六月 至十二月	
老冊	老冊	老冊	老冊	弐冊 同物	老冊	老冊 〔二三才〕	老冊	

11・47	11・46	11・45	11・44	11・43	11・42	11・41	11・40	第二本
同 二申年	實曆元未年	寛延四未年	右 同年	同 五辰年	右 同年	同 四卯年	右 同年	
從正月 至三月	從正月 至十二月	從正月 至十月	從四月 至十二月	從正月 至六月	從正月 至六月	從二月 至十二月	從六月 至十二月	
同	同	同	老冊	弐冊	同	同 〔二三才〕	老冊	

資料

第一本

11・55	11・54	11・53	11・52	11・51	11・50	11・49	11・48
同 八寅年	同 七丑年	同 六子年	同 五亥年	右 同年	同 四戌年	右 同年	同 三酉年
從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月	從正月 至六月	從七月 至十二月	從七月 至十二月	從正月 至十二月
同	同	同	同	同	老冊	同	同
						二三ウ	

第二本

11・55	11・54	11・53	11・52	11・51	11・50	11・49	11・48
同 八寅年	同 七丑年	同 六子年	同 五亥年	右 同年	同 四戌年	右 同年	實曆三酉年
從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至六月	從七月 至十二月	從正月 至十二月	從七月 至十二月
同	老冊	同	同	同	同	同	老冊
		二四ウ					

二七二

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・64	11・63	11・62	11・61	11・57	11・56	第一本
右同年 <small>〔付箋〕 〔右同人〕</small>	右同年 <small>〔酒井飛騨守忠香〕</small>	右同年 <small>〔毛利讃岐守匡平〕</small>	寶曆十一巳年 <small>〔大山摂津守資俊〕</small>	同九卯年 <small>〔島居伊賀守〕 〔松平和泉守祐〕</small>	右同年 <small>〔付箋〕 〔阿部伊豫守正右〕</small>	
	從七月至 翌年六月	從同月 至同月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從同月 至同月	
同	老冊	式冊	老冊	同 <small>〔三四才〕</small>	同	

11・64	11・63	11・62	11・61	11・60	11・59	11・58	11・57	11・56	第二本
右同年	右同年 <small>〔酒井飛騨守忠香〕</small>	右同年 <small>〔毛利讃岐守匡平〕</small>	右同年 <small>〔大山摂津守資俊〕</small>	寶曆十一巳年 <small>〔松平和泉守兼祐〕</small>	右同年 <small>〔阿部伊豫守〕</small>	同十辰年 <small>〔毛利讃岐守匡平〕</small>	同九卯年 <small>〔島居伊賀守忠孝〕</small>	右同年 <small>〔阿部伊豫守正右〕</small>	
	從七月 至年六月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從正月 至十二月	
老冊	老冊	式冊	老冊	式冊	老冊	式冊	同	同	

資 料

第一本

11・72	右同年	從五月至十二月	同	〔付箋〕 〔毛利謙岐守〕
11・71	右同年	從正月至十二月	同	〔付箋〕 〔大岡越前守〕
11・70	右同進達留		同	
11・69	同十四申年	從正月至七月	壹冊	
11・68	右同年	從正月至十二月	貳冊	〔二四ウ〕
11・67	右同年	從五月至十二月	同	
11・66	右同年	從七月至十二月	同	
11・65	同十二年	從正月至十二月	同	

第二本

11・72	右同年	從五月至十二月	同	〔二六才〕
11・71	右同年	從正月至十二月	同	
11・69	同十四申年	從正月至七月	壹冊	
11・68	右同年	從正月至十二月	貳冊	
11・67	右同年	從五月至十二月	壹冊	
11・66	右同年	從正月至十二月	壹冊	
11・65	同十二年	從七月至十二月	同	〔二五ウ〕

二七四

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・80	11・79	11・78	11・77	11・76	11・75	11・74	11・73	第一本
右同年	右同年	同二酉年	明和元年	右同進達留	右同年	右同進達留	明和元年	
從二月至十二月	從九月至十二月	從正月至十二月	從十月至翌酉年十二月		從七月至十二月		從八月至十二月	
同	同	同	同	同	同	同	同	
				〔二五才〕				

11・80	11・79	11・78	11・77	11・75	11・73	第二本
右同年	右同年	同二酉年	右同年	右同年	明和元年	
從二月至十二月	從九月至十二月	從正月至十二月	從十月至同二酉年十二月	從七月至十二月	從八月至十二月	
同	同	同	同	同	沓冊	
〔二六才〕						

資料

第一本

11・87	11・86	11・85	11・84	11・83	11・82	11・81
右同年	同六丑年	右同年	同五子年	同四亥年	右同年	同三戌年
從同月至同月	從同月至同月	從同月至十二月	從同月至同月	從同月至同月	從同月至同月	從正月至十二月
同	同	同	貳冊 〔二五之〕	壹冊	同	貳冊

第二本

11・87	11・86	11・85	11・84	11・83	11・82	11・81
明和六丑年	同六丑年	右同年	同五子年	同四亥年	右同年	同三戌年
從正月至十二月	從同月至同月	從同月至同月	從同月至同月	從同月至同月	從同月至同月	從正月至十二月
貳冊	同 〔二七之〕	同	貳冊	壹冊	貳冊	貳冊

『祠部職掌雜纂目録』

11・94	11・93	11・92	11・91	11・90	11・89	11・88	第一本
右同年	明和八卯年	同八卯年	右同年	右同年	同七寅年	右同年	
從同月至同月	從正月至十二月	從正月至十二月	從正月至十二月	從七月至十二月	從正月至十二月	從十月至翌寅年閏六月	
沓冊	貳冊	貳冊 〔二六才〕	同	同	同	老冊	

11・94	11・93	11・92	11・91	11・90	11・89	11・88	第二本
右同年	右同年	同八卯年	右同年	右同年	同七寅年	右同年	
從同月至同月	從正月至十二月	從正月至十二月	從正月至十二月	從七月至十二月	從正月至十二月	從十月至翌寅年壬六月	
沓冊	貳冊	貳冊 〔二七才〕	同	同	同	老冊	

資料

第一本

11・95
同 九辰年
從同月
至同月

11・96
右 同年
從同月
至同月

11・97
安永二巳年
從同月
至同月

11・98
右 同年
從同月
至同月

11・99
同 三午年
從同月
至同月

11・100
右 同年
從同月
至同月

11・101
右 同年
從正月
至十二月

11・102
同 四未年
從正月
至十二月

貳冊

同

同

同

三冊

貳冊
〔二六之〕

同

同

第二本

11・95
同 九辰年
從同月
至同月

11・96
右 同年
從同月
至同月

11・97
安永二巳年
從同月
至同月

11・98
右 同年
從同月
至同月

11・99
安永三午年
從正月
至十二月

11・100
右 同年
從同月
至同月

11・101
右 同年
從同月
至同月

11・102
同 四未年
從同月
至同月

貳冊

同

同

同

三冊

貳冊

同

同

二七八

〔二八才〕

『祠部職掌雜纂惣目録』

11 ・ 110	11 ・ 109	11 ・ 108	11 ・ 107	11 ・ 106	11 ・ 105	11 ・ 104	11 ・ 103	第一本
右 同 年	同 六 西 年	右 同 年	右 同 年	右 同 年	同 五 申 年	右 同 年	右 同 年	
從九月 至十二月	從正月 至十二月	從二月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	
老冊	三冊	同 〔二七才〕	同	貳冊	同	同	老冊	

11 ・ 110	11 ・ 109	11 ・ 108	11 ・ 107	11 ・ 106	11 ・ 105	11 ・ 104	11 ・ 103	第二本
右 同 年	同 六 西 年	右 同 年	右 同 年	右 同 年	同 五 申 年	右 同 年	右 同 年	
從九月 至十二月	從正月 至十二月	從二月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	
老冊 〔二九才〕 二七九	貳冊	老冊	貳冊	貳冊	老冊	同 〔二八才〕	老冊	

資料

第一本

11・118	11・117	11・116	11・115	11・114	11・113	11・112	11・111
阿部備中守正倫	戸田因幡守忠寛	牧野豊前守惟成	上岐美濃守定経	戸田因幡守忠寛	太田備後守資慶	上岐美濃守定経	牧野豊前守惟成
右同年	同 八亥年	右同年	右同年	同 七戌年	右同年	右同年	右同年
至同月	至同月	至同月	至同月	至同月	至同月	至十二月	至十二月
同	同	老冊 〔二七ウ〕	式冊	同	同	同	同

第二本

11・118	11・117	11・116	11・115	11・114	11・113	11・112	11・111
阿部備中守正倫	戸田因幡守忠寛	牧野豊前守惟成	上岐美濃守定経	戸田因幡守忠寛	太田備後守資慶	上岐美濃守定経	牧野豊前守惟成
右同年	同 八亥年	右同年	右同年	同 七戌年	右同年	右同年	安永六酉年
至同月	至十二月	至同月	至同月	至同月	至同月	至十二月	至十二月
同	同	老冊 〔一九ウ〕	式冊	同	同	同	老冊

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・126	11・124	11・123	11・122	11・121	11・120	11・119	第一本
『戸田因幡守忠寛』 安永九子年	『牧野豊前守惟成』 右同年	『太田備後守資爰』 右同年	『阿部備中守正倫』 同九子年	『牧野豊前守惟成』 右同年	『土岐美濃守定経』 右同年	『太田備後守資爰』 右同年	
從正月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	
式冊	同	同	同	同	同	同	
	〔二八才〕						

11・126	11・125	11・124	11・123	11・122	11・121	11・120	11・119	第二本
『戸田因幡守忠寛』 右同年	『土岐美濃守定経』 右同年	『牧野豊前守惟成』 右同年	『太田備後守資爰』 安永九子年	『阿部備中守正倫』 同九子年	『牧野豊前守惟成』 右同年	『土岐美濃守定経』 右同年	『太田備後守資爰』 右同年	
從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	
式冊	同	同	壹冊	同	同	同	同	
				〔二〇才〕				

資 料

第一本

11・134	11・133	11・132	11・131	11・130	11・129	11・128	11・127
右同年 <small>〔井上河内守正定〕</small>	右同年 <small>〔牧野豊前守惟成〕</small>	同二寅年 <small>〔阿部備中守正倫〕</small>	右同年 <small>〔戸田因幡守忠寛〕</small>	天明元丑年 <small>〔井上河内守正定〕</small>	右同年 <small>〔土岐美濃守定経〕</small>	右同年 <small>〔牧野豊前守惟成〕</small>	同十五年 <small>〔阿部備中守正倫〕</small>
從同月 至同月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從閏五月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月
同	同 〔二八之〕	同	同	同	同	同	耆冊

第二本

11・134	11・133	11・132	11・131	11・130	11・129	11・128	11・127
右同年 <small>〔井上河内守正定〕</small>	右同年 <small>〔牧野豊前守惟成〕</small>	同二寅年 <small>〔阿部備中守正倫〕</small>	右同年 <small>〔戸田因幡守忠寛〕</small>	天明元丑年 <small>〔井上河内守正定〕</small>	右同年 <small>〔土岐美濃守定経〕</small>	右同年 <small>〔牧野豊前守惟成〕</small>	同十五年 <small>〔阿部備中守正倫〕</small>
從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從閏五月 至十二月	從正月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月
同	同	同	同	同	同	同 〔三〇之〕	耆冊

二八二

三二才

『祠部職掌雜纂惣目録』

11・142	11・141	11・140	11・139	11・138	11・137	11・136	11・135	第一本
〔松平伯耆守資承〕 天明四辰年	〔阿部備中守正倫〕 同 四辰年	〔牧野豊前守惟成〕 右 同年	〔堀田相模守正順〕 右 同年	〔阿部備中守正倫〕 右 同年	〔井上河内守正定〕 右 同年	〔右同人〕 同 三卯年	〔安藤對馬守信成〕 右 同年	
從四月 至十二月	從四月 至十二月	從正月 至十二月	從七月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	
老冊	同 〔二九才〕	同	老冊	貳冊	同	同	同	

11・142	11・141	11・140	11・139	11・138	11・137	11・136	11・135	第二本
〔松平伯耆守資承〕 右 同年	〔阿部備中守正倫〕 同 四辰年	〔牧野豊前守惟成〕 右 同年	〔堀田相模守正順〕 右 同年	〔阿部備中守正倫〕 右 同年	〔井上河内守正定〕 右 同年	〔右同人〕 同 三卯年	〔安藤對馬守信成〕 天明二寅年	
從四月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至七月	從七月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月	
同	同	同	老冊	貳冊	同	同	老冊	

第一本

資 料

11・150	11・149	11・148	11・147	11・146	11・145	11・144	11・143
右同年	右同年	同六午年	右同年	右同年	右同年	同五巳年	右同年
	從正月 至四月	從五月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月
貳冊	同 〔二九之〕	同	同	壹冊	貳冊	同	同

第二本

11・150	11・149	11・148	11・147	11・146	11・145	11・144	11・143
右同年	右同年	同六午年	天明五巳年	右同年	右同年	同五巳年	右同年
	從正月 至四月	從五月 至十二月	從正月 至十二月	從同月 至同月	從同月 至同月	從正月 至十二月	從正月 至十二月
貳冊	同	同	壹冊	壹冊 〔二二才〕	貳冊	同	同

『祠部職掌雜纂惣目録』

11 ・ 157	11 ・ 156	11 ・ 155	11 ・ 154	11 ・ 153	11 ・ 152	11 ・ 151	第一本
『井上河内守正定』 天明六年	『小堀土佐守政方』 寶曆十辰年	『稲葉丹後守正繼』 同 八申年	『堀田相模守正順』 右 同年	『稲葉丹後守正繼』 右 同年	『土井大炊頭利和』 同 七未年	『堀田相模守正順』 右 同年	
書拔	書拔	從正月 至六月	從正月 至四月	從四月 至十二月	從同月 至同月	從正月 至十二月	
合 老冊	同	同	同	同	同	老冊	
[三〇ウ]	[三〇才]						

11 ・ 157	11 ・ 156	11 ・ 155	11 ・ 154	11 ・ 153	11 ・ 152	11 ・ 151	第二本
『井上河内守正定』 天明六年	『小堀土佐守政方』 寶曆十辰年	『稲葉丹後守正繼』 同 八申年	『堀田相模守正順』 右 同年	『稲葉丹後守正繼』 右 同年	『土井大炊頭利和』 同 七未年	『堀田相模守正順』 右 同年	
書拔	書拔	從正月 至六月	從正月 至四月	從四月 至十二月	從正月 至十二月	從正月 至十二月	
合 老冊	同	同	同	同	同	老冊	
[三三ウ]	[三三才]				[三二ウ]		

資料

14・4	○明和二酉年 至九月	從正月 下り物	壹冊	*青山1・5
14・3	○右同年 至同月	從同月	同	〔三二ウ〕
14・2	○明和二元申年 至九月	從六月	同	*青山1・3
14・1	○宝曆十四申年 至閏十二月	從正月	壹冊	*青山1・2
14	○三奉行留 内		四拾四冊	
13・2	○從明和八卯年正月 到天明元丑年十二月		壹冊	
13・1	○從明和三年十二月 到安永三年十二月		壹冊	〔三二オ〕
13	○伺書留書拔		貳冊	*青山83 _ア
12・2	○從天明七年八月 到寛政二戌年十一月		同	

12	所々進達留	從天明元丑年 至寛政二戌年	貳冊	
13	窺書留書拔	從明和三年 至天明元丑年	同	*青山83 _ア
14	〔土岐美濃守定経留借寫〕 三奉行留	從寶曆十四申年 至天明四辰年	四拾四冊	*青山1・2

『祠部職掌雜纂惣目録』

14 ・ 15	14 ・ 14	14 ・ 13	14 ・ 12	14 ・ 11	14 ・ 10	14 ・ 9	14 ・ 8	14 ・ 7	14 ・ 6	14 ・ 5	第一本
○右 同 年	○右 同 年	○同 四亥年	○明和 三戌年	○右 同 年	○右 同 年	○右 同 年	○同 三戌年	○右 同 年	○右 同 年	○右 同 年	
至四月 從三月	至十一月 從九月	至六月 從正月	至十二月 從四月	至十二月 從八月	至十二月 從四月	至三月 從正月	至十二月 從四月	至八月 從正月	至十一月 從正月	至十二月 從十月	
同	同	同	老冊	同	同	同	同	同	同	老冊	
		*青山1・16	*青山1・12	(三才) *青山1・11			*青山1・9			*青山1・6	

第二本

14・26	14・25	14・24	14・23	14・22	14・21	14・20	14・19	14・18	14・17	14・16
○右	○右	○右	○右	○同	○右	○右	○右	○同	○右	○同
同年	同年	同年	同年	七寅年	同年	同年	同年	六丑年	同年	五子年
從十月 至十二月	從六月 至九月	從四月 至五月	從正月 至三月	從正月 至十二月	從九月 至十二月	從四月 至九月	從正月 至三月	從正月 至三月	從十一月 至十二月	從四月 至十二月
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
*青山1・29	*青山1・27	*青山1・26	*青山1・24 カ25カ			*青山1・22	下り物 [三三ウ] *青山1・21カ	*青山1・20カ	*青山1・18	*青山1・17

『祠部職掌雜纂惣目録』

14 37	14 36	14 35	14 34	14 33	14 32	14 31	14 30	14 29	14 28	14 27	第一本
○同	○右	○同	○右	○安永二巳年	○右	○同	○右	○右	○明和八亥 ^四 年	○右	
四未年	同年	三年	同年	巳年	同年	九辰年	同年	同年	至四月	同年	
至十二月	至十二月	至六月	至十二月	至十二月	至十二月	至七月	至十二月	至九月	至四月	至九月	
從正月	從七月	從正月	從五月	從正月	從六月	從二月	從十月	從五月	從正月	從六月	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
*青山2・6	*青山2・5	*青山2・4 〔二三ウ〕	*青山2・2 2 3 3 ウ	*青山2・1	*青山1・35	*青山1・34	*青山1・32	*青山1・31	*青山1・30	*青山1・28 〔二三才〕	

第二本

資料

14・38	○同	五申年	從正月 至十二月	同	
14・39	○同	六酉年		同	*青山2・7
14・40	○同	七戌年		同	*青山2・8
14・41	○同	九子年		同	*青山2・9
14・42	○同	十丑年	從正月 至五月	同	
15	○三奉行留	內		三冊	〔三四才〕
					〔并上河内守正定留借寫〕
15・1	○天明二寅年		從二月 至十月	老冊	
15・2	○同	三卯年		同	*青山2・12カ
15・3	○同	四辰年		同	*青山2・13カ
16	○右同			廿冊	〔松平右京亮輝和勤役中〕
		內			
		車舎一件一冊			〔三四才〕
16・1	○天明四辰年		從三月 至五月	老冊	
16・2	○同	五巳年	從正月 至十二月	式冊	

15	○三奉行留	內		三冊	〔并上河内守正定留借寫〕
					〔松平右京亮輝和勤役中〕
15	○天明二寅年		從天明二寅年 至天明四辰年	三冊	
16	○三奉行留		從天明四辰年	廿冊	〔松平右京亮輝和勤役中〕

『祠部職掌雜纂惣目録』

18・1	18	17	16・9	16・8	16・7	16・6	16・5	16・4	16・3	第一本
○明和二酉年 至十二月	○書拔 右同断	○寶曆十一巳年 翌未年 至十二月	○同 五丑年 從正月 至六月	○同 四子年 從正月 至七月	○同 三亥年 從同月 至同月	○同 二戌年 從同月 至同月	○寛政元酉年 從同月 至同月	○同 八申年 從同月 至同月	○同 六午年 從同月 至同月	
老冊	式冊	老冊	老冊	老冊	同	式冊	同	三冊	同	

〔三五才〕

18	17	第二本
右同断書拔	○三奉行留 〔酒井飛騨守忠香留借寫〕	
明和二酉年 安永二巳年	從寶曆十一巳年十二月 至翌未年十二月十二月 〔酒井〕	老冊
式冊	〔二四才〕	

資料

18・2 ○安永二巳年 從同月
至同月

○廻物留
〔大岡越前守忠相留借寫〕

内

19・1 ○從享保十九寅年
到元文四未年

19・2 ○從元文四未年
到同 五申年

19・3 ○寬保三亥年

19・4 ○延享元子年

19・5 ○寬延二巳年

○廻留

20 ○從寬政五丑年
到同 六寅年

20・2 ○從同 七卯
到

○相談書
〔松平紀伊守信道留借寫〕

21 明和元申年

21・1 同 二酉年
21・2 同 三戌年

同

〔三五ウ〕

老冊

同

同

同

〔松平右京亮輝和勤役中〕

貳冊

老冊

〔マヤ〕 *青山85・2カ

〔二六ウ〕

冊

老冊

同

19

廻物留

從享保十九寅年
至寬延二巳年 五冊

20

廻留

從寬政五丑年五月三日
〔松平右京亮輝和勤役中〕
貳冊 *青山85カ

21

相談書

從明和元申年
至天明八申年 三拾冊

*青山115・13カ

『祠部職掌雜纂惣目録』

25	24 ・ 6	24 ・ 5	24 ・ 4	24 ・ 3	24 ・ 2	24 ・ 1	24	23 ・ 6	23 ・ 5	23 ・ 4	23 ・ 3	23 ・ 2	23 ・ 1	第一本
吟味書留	右同年	同七卯年	右同年	同六寅年	同五丑年	寛政四子年	相談書	天明二寅年	同九子年	同八亥年	右同年	同七戌年	安永三午年	内
	至十二月	從七月	從正月	從七月	至六月	從正月	内							
廿五冊	同	同	同	同	同	老冊	六冊	老冊	同	同	同	同	老冊	
	*青山14・3	*青山14・2	[四〇ウ]	*青山14・1			『松平右京亮輝和勤役中』	*青山13・2カ	[四〇オ]				*青山12・5カ *青山12・16カ	

25							24							第二本
吟味書留							相談書							
	從寶曆九卯年						從寛政四子年							
至天明八申年	式拾五冊						拾老冊							
	*青山15カ						『松平右京亮輝和勤役中』							
							*青山14・1							
							12カ							

『祠部職掌雜纂惣目録』

第一本

25・25・25
25・24・23
同 六午年
同 七未年
同 八申年

26 評定所并手限伺有無裁許留 七冊 [四二ウ]
26 評定所公事伺之上裁許之部 一冊 *青山105カ

26 從天明五巳年五月
至同 八申年七月

26 伺無之裁許之部 同 *青山106カ

26 從天明五巳年九月
至寛政二戌年九月

26 手限吟味伺之上御仕置申渡 同 *青山110カ

26 從天明五巳年二月
至同八申年十二月

26 右 同 *青山110カ

26 從寛政元酉年四月
至同 十二月

26 手限吟味伺之上御仕置申渡 一冊 [四三才] *青山110カ

26 從寛政二戌年六月
至同三亥年十二月

26 伺無之裁許之部 同 *青山109カ

從天明四辰年八月
至寛政三亥年十一月

第二本

26 評定所并手限窺有無裁許留 拾老冊
〔松平右京亮輝和勤役中〕
從天明五巳年
至寛政八辰年

第一本
26・7

評定所公事伺之上裁許之部

同

*青山105カ

資料

27

進達留
吟味書
御仕置伺

一冊

*青山19
〔四三ウ〕

28

○掟背

内

四冊

28・1

○評定所書拔

掟背

壹冊

28・2

○右同

掟背 無取上 赦免

同

28・3

○右同

跡式 主人 人勾引
諸請 家業 師匠 殺

同

*青山96
〔四四才〕

28・4

○右同

直目安 論所

田畑 海道

壹冊

*青山98
静嘉二〇三五
*青山95
静嘉二〇三五

29

○御仕置留

内

十五冊

第二本

27

進達留
吟味書
御仕置窺

壹冊

*青山19

28

掟背

四冊

*青山95、96、98

29

御仕置留

拾五冊

〔二五才〕

料 29・14

○卷之十四 叱リ
急度叱リ

資 29・15

○卷之十五 取上不及沙汰 無構
不及咎沙汰 御褒美

30

○歲中寺社之部
内

貳冊 *青山118
〔四五之〕

30・1

○從元禄五申年
至享保廿卯年

壹冊

30・2

○從元文元辰年
至寬延二巳年

同

31

○御仕置黃紙書拔

貳冊 *青山99

32

〔青山下野守忠裕ヨリ借寫〕
○裁許状留

壹冊 *青山104カ

33

〔松平紀伊守信道ヨリ借寫〕
○寺社例聚

六冊 *青山87
〔四六才〕

33・1

○卷之一 礫 獄門 火罪 死罪
遠嶋之部 下手人

*青山87・1

33・2

○卷之二 重追放 中追放 輕追放
江戸十里四方追放
江戸拂 所拂之部

*青山87・2

30

歲中寺社之部

從元禄五申年
至寬延二巳年

貳冊

*青山118
静嘉二〇三四一

31

御仕置黃紙書拔

貳冊

*青山99・1、2

32

〔青山下野守忠裕ヨリ借寫〕
裁許状留

壹冊

*青山104カ

33

〔松平紀伊守信道ヨリ借寫〕
寺社例聚

六冊

*青山87・1、6

『詞部職掌雜纂惣目録』

第一本

33・3 ○卷之三 追院 退院 役義取放
一宗一派構 隠居之部

33・4 ○卷之四 逼塞

33・5 ○卷之五 閉門 押込 遠慮
敵 過料之部

33・6 ○卷之六 急度叱リ 叱リ

*青山87・3

*青山87・4

*青山87・5

*青山87・6

34 ○比考録〔原〕
〔青山下野守忠裕引借寫〕

内

34・1 ○盗人之部

34・2 ○取逃横取之部

34・3 ○狡猾之部

34・4 ○人宿無法之部

34・5 ○盗人宿盗物取扱

○法背候質屋之部

○辻番人并請負人木戸番人之部

○町人武士對不埒之部

○人尋申付不尋出不埒之部

○引負之部

八冊

〔四六ウ〕

貳冊

壹冊

壹冊

壹冊

貳冊

〔四七オ〕

壹冊

35 ○御仕置伺書
〔曲洲甲斐守景漸引借寫〕

壹冊

第二本

34 ○比考録〔原〕
〔青山下野守忠裕引借寫〕

八冊

35 ○御仕置窺書
〔曲洲甲斐守景漸引借寫〕

壹冊

〔二五ウ〕

*青山20

資料

36	○ 謀書謀判書集	老冊	* 青山101カ
37	○ 歲中寺社之部書拔	老冊	* 青山118カ
38	○ 書籍類御仕置之部	老冊	[四七ウ]
39	○ 享保撰要	貳拾五冊	
	内		
39・1	○ 卷之壹	御仕置之部	
39・2	○ 卷之貳	遊女御仕置之部	
39・3	○ 卷之參	三笠博奕御仕置之部	
39・4	○ 卷之肆	惣而御仕置筋之部	
39・5	○ 卷之伍	公事裁断之部	
39・6	○ 卷之六	裁断之内評定所一座申合之部	
39・7	○ 卷之七	地方一件之部	
39・8	○ 卷之八	評定所一座心得之部	
39・9	○ 卷之九	諸事心得之部	[四八才]
39・10	○ 卷之十	米穀之類之部	
		奉公人人宿之部	
		御觸書并町觸之部	
		高札并鉄鉋之部	
		御褒美之部	
		儉約之部	
		火事之義三付相極品之部	

36	○ 謀書謀判書集	老冊	* 青山101カ
37	○ 歲中寺社之部書拔	老冊	* 青山118カ
38	○ 書籍類御仕置之部	老冊	
39	○ 享保撰要	貳拾七冊	

資料

49	○紅葉山御道具帳	同	*青山134カ 〔五一才〕
48	○菜種綿実之御觸書 <small>〔菜方〕</small>	同	*青山33
47	○富突減方留	同	
46	○宝永元年開帳差免留	同	*青山50・1カ
45	○五山出世公帖留	同	*青山29
44	○寺社御由緒	同	*青山65カ
43	○天台宗寺院御由緒	老冊	*青山64カ
42	○寺社奉行支配之者由緒書	三冊	*青山40・1・1・3 内開二・一・二
41	○天明三卯年定式帳 <small>〔酒井飛騨守惟成勅役中留借寫〕</small> <small>〔牧野豊前守惟成勅役中留借寫〕</small>	老冊	[空] 白] 〔五〇才〕 〔四九ウ〕 〔五〇ウ〕
40	○寶曆十三未年定式帳	老冊	

49	紅葉山御道具帳	同	*青山134カ
48	菜種綿實之御觸書 <small>〔曲刈甲斐守景漸留借寫〕</small>	同	*青山33
47	富突減方留	同	〔松平右京亮輝和勅役中〕 〔二七才〕
46	寶永元年開帳差免留	同	*青山50・1カ
45	五山出世公帖留 <small>〔享保三戌年土井伊豫守利意留借寫〕</small>	同	*青山29
44	寺社御由緒 <small>〔留留之内番抜〕</small>	同	*青山65カ
43	天台宗寺院御由緒	老冊	*青山64カ
42	寺社奉行支配之者由緒書 <small>〔安藤對馬守信成殊附帳面之内〕</small>	三冊	*青山40・1・1・3 内開二・一・二
41	天明三卯年正月定式帳 <small>〔牧野豊前守惟成勅役中留借寫〕</small>	老冊	[空] 白] 〔二六ウ〕
40	寶曆十三未年定式帳 <small>〔酒井飛騨守忠香勅役中留借寫〕</small>	老冊	

『祠部職掌雜纂惣目録』

60	59	58	57	56	55	53	52	51	50	第一本
○萬福寺下寺院本末帳	○諸證文留	○寺社勸化觸并伺書	○相對勸化差免帳	○江戸町勸化留	○御清之義二付被仰出并伺書	○足利學校書籍目錄	○開帳差免帳	○同門前町留	○寺社方支配町留	
同	老冊	式冊 〔五二之〕	同	同	同	同	同	同	老冊	
*青山72		*青山46 *青山47 *青山47	*青山48	*青山49	*青山34	*青山28	*青山50	*青山42	*青山41	

60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	第二本
萬福寺下寺院本末帳	諸證文留	寺社勸化觸并窺書	相對勸化差免帳	江戸町勸化留	御清之儀二付被仰出并窺書	公家衆増上寺參堂式	足利學校書籍目錄	開帳差免帳	同門前町留	寺社方支配町留	
老冊	老冊 〔二八才〕	式冊	同	同	同	同	同 〔二七之〕	同	同	同	
*青山72		*青山46 *青山47 *青山47	*青山48	*青山49	*青山34	*青山79	*青山28	*青山50	*青山42	*青山41	

料

資

61	○諸宗掟書	同
62	○寺社加役留	拾五冊 *青山45・157
63	○葵御紋御寄附寺社帳	壹冊 *青山70カ
64	○諸寺社町人御禮格式帳	貳拾貳冊
65	○寺社方諸覺	壹冊 *青山38
66	○同 大概	同 [五二才] *青山37
67	○寺習大概	六冊 *青山36・156
68	○異變雜志	壹冊
69	○評定所一座申合覺書	同 *青山92
70	○地方凡例録 <small>〔録〕</small>	拾壹冊 *青山88・1510 幹嘉二〇三四四一
71	○田園類記	壹冊

61	諸宗掟書	同
62	寺社加役留 <small>〔木多但善守正温留借寫〕</small>	七冊 *青山45・157
63	葵御紋御寄附寺社帳 <small>〔脇坂源路守安兼留借寫〕</small>	壹冊 *青山70カ
64	諸寺社町人御禮格式帳 <small>〔上岐英濃守定経留借寫〕</small>	貳拾貳冊
65	寺社方諸覺	壹冊 [二八ウ] *青山38
66	同 大概 <small>〔牧野因幡守英成留借寫〕</small>	同 *青山37
67	寺習大概	六冊 *青山36・156
68	異變雜志	壹冊
69	評定所一座申合覺書 <small>〔青山因幡守忠朝留借寫〕</small>	同 *青山92
70	地方凡例録 <small>〔録〕</small>	拾壹冊 *青山88・1510 幹嘉二〇三四四一
71	田園類記	壹冊 [二九才]

77・8	○同納経拜禮願留	五冊	*青山122・9・12
77・7	○同御廟御建繼進達留	同	*青山124・1
77・6	○同御靈牌御安置一件	壹冊	*青山125・2カ 〔五三才〕
77・5	○同下組帳	同	*青山125・1カ
77・4	○同正遷座御供養出書付	同	*青山124・2、3カ
77・3	○同進達留	老冊	*青山122・5
77・2	○同御法事一件	四冊	*青山122・1・4カ
77・1	○御新葬一件	三冊	
77	○諸一件帳 内 浚明院様御新葬一件	貳拾五冊	*青山122・1・16
74	○雜留		〔四四〕 〔五二ウ〕
73	○伊奈家傳記	同	
72	○地方聞書	同	*青山89カ 靜嘉三〇三五

77	○諸一件帳 〔堀田相模守正順 阿部備中守正倫 留寫〕 浚明院様御新葬一件	貳拾五冊	*青山122・1・16 *青山124・1・3 *青山125・1・2
76	日光東叡山行事	貳冊	〔松平右京丞麻和勤役中〕 〔二九ウ〕
75	見聞録	六冊	*青山35・1・6
74	雜留	八冊	〔松平右京丞麻和勤役中〕
73	地方之書	同	
72	地方聞書	壹冊	*青山89カ 靜嘉三〇三五

○同宮家贈經出書付

老冊

*青山122・8

○同宿坊日記

同○同納經一件進達
老冊

*青山122・13

○同増上寺進達留扣

同○同納經禮疊目
付進達留

*青山122・6

*青山122・14

御宮
○御靈屋尊牌之御當山分書上帳

同○同御中隱御法事下
行御扶持方帳

*青山122・16

御廟

○同御香尊帳

同 [五三之] *青山122・7

78 ○孝恭院様御新葬一件

拾式冊 *青山121・1
11

内

○御新葬御法事一件

五冊

○同進達留

式冊

○同納經拜禮願留

三冊 *青山121・8

○同納經拜禮進達留

老冊

78・5 ○同諸寺院納經拜禮
疊目付

同

79 ○浚明院様

[五四才]

東叡山新御廟向御普請并

○御靈屋御建繼紅葉山

老冊

*青山123

御靈屋御修復御用一件

78

孝恭院様御新葬一件

拾式冊 *青山121・1
11

〔牧野佐渡守亘成留借寫〕

浚明院様

〔松平右京亮輝和勲役中〕

東叡山新御廟向御普請并

御靈屋御建繼紅葉山

老冊

御靈屋御修復御用一件

[三〇才]

*青山123

79

資 料

90	○蓮光院様一回御忌 法事一件	三百部御 同	*青山129
91	○葵御紋附品一件	七冊 *青山69・157	
92	○水海道一件	老冊 「五五才」	
93	○邪宗門一件	老冊 *青山32	
94	○虚無僧一件	同 *青山73	
95	○王子稻荷額一件	同 *青山76カ77カ	
96	○日光准后宮御附弟良宮 御願并 御下向一件	同	
97	○五山碩学一件	同 *青山27	
98	○作州波田大法寺一件	同 *青山115	
99	○伏見町人九助駈込訴一件	同 *青山114	
100	○曾洞宗無名訴状一件 一件	同 「五五之」 *青山113	
101	○隱賣女一件	同 *青山100	

90	蓮光院様一回御忌 事一件	三百部御法 同	*青山129
91	葵御紋附品一件	七冊 *青山69・157 「三才」	
92	水海道一件	老冊	
93	邪宗門一件	同 *青山32	
95	王子稻荷額一件	二冊 *青山76カ77カ	
96	日光准后宮御附弟良宮 御願并 御下向一件	式冊	
97	五山碩学之一件	同 *青山27	
98	作州波田大法寺一件	同 「三一ウ」 *青山115	
99	伏見町人九助駈込訴一件	同 *青山114	
100	曹洞宗無名訴状一件	同 *青山113	
101	隱賣女一件	同 *青山100	

「松平右京亮輝和勤役中」
 「土岐美濃守定経留傳寫」
 「寛政五十年根岸肥前守領掛掛り」
 「寛永十二亥年三月初廿一申年マテ書拔」

「安永六四年牧野越中守貞長留傳寫」
 「松平右京亮輝和勤役中」

「天明二寅年桑原伊豫守盛貞掛り」
 「天明五巳年九月」
 「松平右京亮輝和勤役中」

「享保撰要之内書抜」

「右同断」

- 113 ○金地院五山出世公帖願一件 同 *青山29カ
- 114 ○黄檗山萬福寺住職一件 式冊*青山82・152
- 115 ○火之番柴田喜平治跡御入人願一件 老冊
- 116 ○御靈屋附石川順佐跡御入人願一件 同 〔五六ウ〕
- 117 ○淨圓院様御靈牌所御本坊 焼失 老冊 *青山57
- 118 ○安永九子年 女院使 准后使 宿坊一件 同
- 119 ○御轉任 高倉太宰大式 旅宿一件 同 〔天〕
土御門宮内太輔
- 120 ○鎌倉光明寺遷化二付後住并 新田大光院瀧山大善寺住職 一件 同

- 113 ○金地院五山出世公帖願一件 同 *青山29カ 〔土岐美濃守定経留借寫〕
- 114 黄檗山萬福寺住職一件 式冊*青山82・152 〔松平右京亮融和勤役中〕
- 115 火之番柴田喜平治跡御入人願一件 老冊 〔右同斷〕
- 116 御靈屋附石川順佐跡御入人願一件 同 〔三才〕 〔戸田因幡守忠寛留借寫〕
- 117 淨圓院様御靈牌所御本坊 焼失 老冊 *青山57 〔元文二年松平紀伊守信岑留借寫〕
- 118 女院使 准后使宿坊一件 同 〔土岐美濃守定経留借寫〕
安永九年
- 119 ○御轉任 高倉太宰大式 旅宿一件 同 〔天〕
土御門宮内太輔 〔安永九子年右兩人〕
- 120 ○鎌倉光明寺遷化二付後住并 新田大光院瀧山大善寺住職一件 同 〔牧野越中守貞長留借寫〕

126	125	124	123	122	121
○ 上州徳川郷 武州中瀬村國境論一件	○ 甲州一行寺濃州清岩寺 濃州百姓共総州正専寺 大坂之池中村文三郎	○ 火之番見習向坂長次郎跡 御入人願一件	○ 御宮附御掃除之者小川佐兵衛 老衰二付勤御免御褒美願	井上因碩 ○ 安井仙角 ^舊 林門入 隱居家督一件 養子願	○ 初瀬小池坊 湯島根生院 後住一件
同	同	同	同	沓冊	同
*青山 103	*青山 116 〔五七才〕				〔五七才〕

126	125	124	123	122	121
〔松平紀伊守信濃留借寫〕 上州徳川郷 武州中瀬村 國境論一件	〔曲淵甲斐守景滿留借寫〕 甲州一行寺濃州清岩寺濃州 百姓共総州正専寺大坂御池 通中村文三郎一件	〔右同斷〕 火之番見習向坂長治郎跡 御入人願一件	〔井上河内守正定留借寫〕 御宮附御掃除之者小川佐兵衛 老衰二付勤御免御褒美願 一件	〔土屋能登守篤直留借寫〕 井上因碩 安井仙角 林門入 隱居家督一件 養子願	〔土岐美濃守定経留借寫〕 初瀬小池坊 湯島根生院 後住一件
同	同	同	同	同	同
*青山 103	*青山 116			〔三三才〕	

134	○元陰陽師五島式部狼藉吟味一件	同	〔五八之〕
133	○奥州山中村帥繼院領主之申付不相用	一件	同
132	○深川洲崎弁天別當吉祥寺宿主惠嚴御仕置	一件	同
131	○京泉涌寺本尊勅符佛舍利其外御拝覽并開帳	一件	同
130	○羽州新庄村百姓權右衛門倅重四郎繼母及殺害候	一件	沓冊
129	○羽州山形諏訪町勘太郎外式人亡者衣類剥取候一件	同	〔五八才〕
128	○御先手宇都野金右衛門元組同心三浦惠助倅遠島御免出家願一件	同	
127	○鴻巣宿惣八女房ミね井蜜通いたし候岩五郎及殺害候	一件	同

134	元陰陽師五嶋式部狼藉吟味一件	同	〔三四之〕
133	○奥州中村帥繼院領主之申付不相用	一件	同
132	○深川洲崎辨天別當吉祥寺看主惠嚴御仕置一件	同	
130	○羽州新庄村百姓權右衛門倅重四郎繼母及殺害候一件	同	
131	○京泉涌寺本尊勅符物舍利其外御拝覽并開帳一件	同	
129	○羽州山形諏訪町勘太郎外式人亡者衣類剥取候一件	同	
128	○御先手宇都野金右衛門元組同心三浦要助倅遠嶋御免出家願一件	沓冊	
127	○鴻巣宿惣八女房ミ祢井密通いたし候岩五郎及殺害候一件	同	〔三四才〕

145

棲真院様御新葬一件

式冊

*青山131・132

146

瑞巖院様御新葬一件

同

*青山133・132

147

麗玉院様御新葬御法事一件

同

〔三五ウ〕
*青山132・132

148

宮門跡方堂上方其外寺院
等貸附金銀起立之儀向々より
指出候書付并村垣左太夫江相
達候訳書帳

老冊

149

孝順院様御新葬御法事一件

三冊

〔松平右京亮藤和勤役中〕

150

紅葉山両山御別當勤方帳

老冊

〔服坂敦路守安董留借寫〕

94

虚無僧一件

同

*青山73

151

御臺様東叡山 御参詣一件

同

〔三六才〕

152

良二元院殿御新葬一件

老冊

〔松平右京亮藤和勤役中〕

〔右同断〕

〔土井大炊頭利和留借寫〕

〔右同断〕

〔沼沼下野守定喜京都町奉行勤役中留借寫〕

〔寶曆九己卯年〕

159	白山社記并旧記傳通院 御神殿詔書 久能山御宮 御内陳御宝蔵二納有之 御武器目録	老冊
158	天台宗御由緒書	老冊
157	金地院由緒書	老冊
156	淑姫君様山王御宮參一件 〔空一白〕	同 〔三六ウ〕 *青山62 〔三七ウ〕
155	黄檗山万福寺祖眼病死届後住 唐僧大鵬再住一件	同
154	阿蘭陀人饗應一件并兩傳 奏御音物 御使者取斗一件	同
153	阿蘭陀人參上兩傳 奏 音物 之手控一件	同
136	伊藤宗印父子夏足袋願一件 桂女 御代替御禮一件	同

山王 御宮詠書氷川大明神詠書
親王御門跡方御比丘尼方 御判物

御黒印 御朱印

御門跡方御比丘尼方無住二付御書替不

遺分

〔三八才〕

寺格帳

貳冊

161

一宮順詣記
神祇之書

老冊

162

知恩院江尊牌御廟御安置御由緒書

*青山8カ66カ

諸國御菩提所御廟御位牌等御由

緒書

同

増上寺領 御判物領知目録配當目

録

御蔵米渡目録増上寺一山名前覺

縁山記事

〔三八才〕

*青山25カ

163

日光御堂方年中行事配當目録

日光山御判物之寫

日光 御宮方年中行事配當目録

日光山下知狀日光御領知目録

日光山 東照宮年中行事配當目錄 同
 日光山 御宮方書物之寫
 日光山 御堂方書物之寫
 滋賀院 御判物并書物之寫

164 被 仰出留 奉行見合可相成 同
 分書拔

165 御書付 從元祿十五年 同
 至寛政五丑年 「三九才」

166 東叡山縁起鐘之銘并序文御建立訃
 御判物領知目錄配當目錄
 御靈屋向御供養米藏詰高訳書
 御宮 御靈屋御修理料帳 壹冊
 御裏方様方御雜用差引帳并御修理帳

有徳院様
 孝恭院様 年中行事 御裏方様万年中
 行事

167 御系譜 列朝家譜
 紅葉山東叡山増上寺山王氷川浅草寺
 繪圖 同

參州遠州松平家廟位牌書付
諸國御菩提所并御裏方御法号

〔三九ウ〕

168

〔土岐美濃守定経傳信寫〕
殿中取扱之部
從明和元申年
至同 五子年

同

169

支配之者勤方
同役申合

同

〔松平右京亮輝和勤役中〕

170

慶長より
寛政迄 頭書

三冊

172

享保十八年より
元文四未年マテ 進達書拔

老冊

173

元文五申年より
寶曆十二年マテ 同断

同

〔四〇才〕

174

明和元申年より
安永二巳年マテ 進達書拔

老冊

175

天明八戊申年より
寛政元己酉年マテ 自筆留

同

〔松平右京亮輝和勤役中〕

176

寛政三辛亥年より
同 八甲辰年マテ 同断

同

〔右同断〕

187	日光御修復一件	同
186	評定所御老中出座之儀御書付	同
185	日光山目代山口新左衛門一件	同 〔右同斷〕 〔四一才〕
184	相手理不尽怪我下手人之儀御尋 御答書	同 〔右同斷〕
183	両卿御用被 召下候一件	同 〔右同斷〕
182	蝦夷地着岸赤人一件	同 〔松平右京亮翻和勤役中〕
181	常憲院様實記附録	同
180	薨日記考	同 〔四〇乙〕
179	相國寺山門再建願一件	同 〔右同斷〕
178	京五山 相國寺山門類焼取拔留	老冊 〔松平右京亮翻和勤役中〕
177	北海隨筆	式冊

197 196 195

- 附祿（寫）
- 神名帳
- 神道根元抄
- 諸神記

貳冊 拾冊 貳冊

198 197 196 195

- 附祿（寫）
- 神名帳
- 神道根元抄
- 諸神記
- 延喜式神祇卷

壹冊 貳冊 拾冊 貳冊

194

月番書

同

[空白]

[四二才]
[四二之]

193

寺社捷徑

壹冊

192

兩山山王氷川傳通院繪圖

五枚

[四一之]

191

上野 御宮 御靈屋向繪圖

八枚

190

増上寺 御裝束所方丈向繪圖

一枚

189

慶長以來日並頭書

貳冊

188

三奉行江御書取未被
仰出以來之御書付

同

206	205	204	203	202	201	200	199	198	第一本
	○明律考	○明律譯注	○明律國字解	○大明律例譯義	○大明律直解	○故唐律疏議	○倭律	○廿一社本縁	○延喜式神祇卷
	壹冊 〔六〇之〕	四冊	三冊	拾四冊	拾二冊	拾冊 〔六〇才〕	同	壹冊	

206	204	203	202	201	200	199	第二本
	明律考	明律國字解	大明律例譯義	大明律直解	故唐律疏議	倭律	廿一社本縁
	壹冊 〔四三之〕	三冊	拾四冊	拾貳冊	拾冊	四冊	同 〔四三才〕

一 祠部職掌雜纂惣目録について

静嘉堂文庫には『祠部職掌雜纂惣目録』が二部あり、各一冊すなわち計二冊存在する。両者は、ほぼ同じ体裁であるが、厚薄の違いがある。ここでは、両者の共通点と相違点を紹介する。

おもな体裁を見ると、大きさは縦二九・九センチ、横二二・三〇センチで、ほぼ同一である。表紙は痛みが甚だしいが、表面を紺地絹布で仕上げ、紺糸で綴じている。題簽も布製で、左端に縦長の「祠部職掌雜纂」(縦一九・七センチ、横三・七センチ)、中央上寄りに「惣目録」(縦八・八センチ、横一一・九センチ)が貼られている。第一本(二〇三三四)は六一丁、第二本(二〇三三五)は四四丁から成る。

冒頭の寛政八年序三丁・凡例二丁は両者とも同筆で、第一本はふりがなを施していた。第一本の符簽によれば、「大円院輝和君筆」とあり、序末の押印からも松平輝和の自筆と窺える。

目録の部分は、序・凡例とは別筆で、一人の筆で記されている。しかし第一本と第二本の目録部分は異筆で、別人の筆になる。そして、それぞれ朱筆が加えられている。朱書はもっぱら担当寺社奉行あるいは原本所有者(寺社奉行)名である。

第一本と第二本は、箇所によって精粗が見られる。結論を先に

言えば、第二本は、第一本の詳しい部分を適宜省略し、第一本にふくまれなかつた諸本を増補したものと見られる。すなわち第一本の詳細な内容を第二本では省略しており(1〜4、6〜8、12〜16、18〜26、28〜30、33・34、39、77・78)、第二冊のみにみられるもの(143〜194)がある。一部の写し誤りによる欠落を除いて、矛盾はない。

末尾に、付録として、神社関係五部と律関係七部の蔵書目録がある。

なお、蔵書印について見ると、第一本の冒頭第一丁表の右端、序の前从上から「静嘉堂現蔵」の重郭長方印、「松平氏蔵書章」の双行長方印、「高崎文庫」の単郭長方印、「中大夫兼京兆尹源輝和編纂」の白文(陰刻)三行方形印が捺されている。中大夫は従四位下を、京兆尹は右京大夫を示す。

第二本は表紙に続く遊紙の表の右下隅に「松平氏蔵書章」印、冒頭第二丁表の右上端、序文の前に「静嘉堂現蔵」印を捺している。

また本文に示した通り、両本とも序文の末尾に「典謁撰祠部」の単郭方印、「中大夫源輝和」の陰刻三行方形印が捺されている。前者は奏者番兼寺社奉行を示す。

本書の成り立ちについては、序文に詳しいが、松平輝和は天明四（一七八四）年に寺社奉行に就任して寛政八（一七九六）年六月まで十三年、先任者の記録を借り、諸家の記録を調べ、これらを写して編纂し、一千巻とした。またこれらを十二種類に分類して利用の便に供するとしている。凡例によれば、家蔵の本、先任者の記録を増補した本、諸寺社が提出した記録に基づく本の區別に応じて、それぞれ対応する印を捺したとする。

これを補うものとして、表紙の見返しに貼られた明治四四（一九一）年の覚書には、本書は松平右京大夫源輝和（のち復姓して大河内氏）が天明年間に徳川幕府の寺社奉行を勤めた頃に集めた壹千巻余の惣目録であり、他の本は明治維新後に売却されたものかとし、ただし寺社の朱印状記録は明治政府社寺掛に提出したとする。

二 静嘉堂文庫所蔵松井文庫について

静嘉堂文庫には、昭和十一（一九三六）年に松井文庫本すなわち松井簡治博士の収集された旧蔵書が収められた。その中に、旧松平（大河内）家旧蔵の寺社奉行記録図書が二十部ある。目録か

ら抜粋してみよう。^①

祠部職掌雜纂総目録	（寺社奉行記録）	松平輝和編	写 一冊
同	（寺社奉行記録）	松平輝和編	写 一冊
祠部職掌類聚	（寺社奉行記録）	松平輝和編	写 一冊
親王・宮方・御門跡・御比丘尼方御判物御黒印御朱印			写 一冊
同	（寺社奉行記録）		写 一冊
堂上方御朱印			写 三冊
祠部職掌雜纂	（寺社奉行記録）		写 四三冊
（御朱印石高）	神社之部三二卷		
地方凡例録	二卷（卷五・六欠）		
神主社人附神社無之部一巻			
御門跡系図二巻			写 二一冊
祠部職掌類聚	（寺社奉行記録）		写 二一冊
（御朱印石高）	寺院之部	残存二二巻	写 一三冊
祠部職掌雜纂	（寺社奉行記録）		写 一三冊
御朱印写			写 二〇三四八

料

資

同 (寺社奉行記録)

御朱印写

写 二二三冊
二〇三四九

同 (寺社奉行記録)

御朱印写

写 三六冊
二〇三五〇

同 (寺社奉行記録)

御朱印写

写 三冊

直目安・論所・田畑・海道・跡式・主人師匠殺・
人勾引・諸請・家業事件書抜四卷 附地方聞書

二〇三五一

諸寺社御朱印御条目類 (寺社奉行記録)

写 一四冊

松平輝和編 一二卷

附録 (享保以来進達留書抜) 二卷

二〇三四三

諸寺社御朱印御条目跋類 (寺社奉行記録) (二軸)

写 一冊

龍野安董撰 寛政一一写 (自筆)

二〇〇四二

評定所張紙留

(寺社奉行記録)

二卷 写 二冊

評定所御触書并御書付 (寺社奉行記録)

写 一冊

公事方御定書

(寺社奉行記録)

写 一冊

諸寺社御条目類

(寺社奉行記録)

七卷 写 七冊

二〇三四二

寺社方御仕置例書 (寺社奉行記録)

三卷 写 三冊

二〇三三六

元禄・寶永・正徳・享保
元文・寛保・延享・寛延 歳中寺社之部 (寺社奉行記録)

写 二冊

(訴訟一件)

二〇三四一

大坂都督所務類纂 (寺社奉行記録)

写 六〇冊

(御仕置何留) 寛政九年至十一年・文化十二年至十四年

・文政元年至四年

二〇三五二

雑書 (寺社奉行記録)

写 二冊

元禄五年至十年殿中日録

二〇三四〇

「祠部職掌類纂」と「祠部職掌雜纂」の名がともに見えるが類纂と雜纂の区別基準は不明である。これらに続けて、駿府御加番記一冊(二四〇四六)、諸家御留守居記一冊(二四〇四三)、備前国政聞書(寛政七写)一冊(二四〇四九)、大曲覚書(大曲藤内撰、家世集古附録別集卷第一)一冊(二四〇四七)、高崎被遣候書付写(寛政七写)一冊(二四〇四四)が記されている。これらは未見であるが、やはり高崎藩松平(大河内)家に関わる可能性が高い。ちなみに松井家は高崎藩士の出である。

これらの内、先に『惣目録』に見られた印以外に、「祠部」なる単郭長方印が捺されているのは、二〇三四五『祠部職掌類聚 親王・官方・御門跡・御比丘尼方御判物御黒印御朱印』、二〇三四七『祠部職掌類聚 堂上方御朱印』三冊、二〇三四六『祠部職掌類聚 寺院之部』二一冊、二〇三四八『祠部職掌類聚 御朱印写』一三冊、二〇三五五『祠部職掌類聚 直目安・論所・田畑・海道 書拔』、『祠部職掌類聚 跡式・主人師匠殺・人勾引・諸請・家業書拔』、『祠部職掌類聚 地方開書大概全』、二〇三四一『元祿・寶永・正徳・享保 歳中寺社之部 乾』、『元文・寛保・延享 歳中寺社之部 坤』である。この印がどういう性格を有するものか、寺社奉行所における位置付けは今後の検討課題としておきたい。

先に紹介した篠山藩青山家の祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂との対応関係を順次みていくと、二〇三四五と二〇三四七は同一形式でしるされており、一連のものと見なせるが、青山文庫には二〇三四五および二〇三四七の第一冊を欠き、第二冊と第三冊のみが存在する(3)。二〇三四四では、地方凡例録のみが青山文庫にある(88)。二〇三四六・二〇三四八・二〇三四九・二〇三五〇は、青山文庫には見られない。

二〇三五二・二〇三四三は、青山文庫に見られる(95・98・89)。

二〇〇四二「諸寺社御朱印御条目跋類」は、寺社奉行を勤めた龍野藩脇坂安童の筆になるようだが、青山文庫には見られない。二〇三三六・二〇三三七・二〇三三八・二〇三三九・二〇三四〇・二〇三四一も、青山文庫には見られない。

二〇三四二「諸寺社御条目類」は、青山文庫にも見られるものであろう。

二〇三五二「大坂都督所務類纂」は、大坂城代関係のようであるが、青山文庫に見られない。

それでは、あらためて松井文庫に収められた諸本がこの目録とどのように関わるのかを、最後に検討しておきたい。

二〇三四三が1、二〇三四五が4の1、二〇三四七が4の2、二〇三五一が28(うち地方開書は72)、二〇三四一が30、二〇三四四のうち地方凡例録が70に対応し、二〇〇四二・二〇三三六・二〇三三七・二〇三三八・二〇三三九・二〇三四〇・二〇三四一・二〇三四二・二〇三五二は目録に対応するものを見出だせない。二〇三四四・二〇三四六・二〇三四八・二〇三四九・二〇三五〇は未調査のため保留しておく。また対応するものが、即ち目録に記された本であるのかの検討も、今後の課

料 題である。

資 三 編者松平（大河内）輝和について

『高崎市史』上巻によれば、大河内松平家は、輝貞の時、享保二（一七二七）年二月十一日に高崎に復し、右京大夫輝規・同輝高をへて、第四代輝和に至る。すでに輝高は寛延四（一七五二）年正月寺社奉行加役、寶曆二（一七五二）年四月大坂城代、同六（一七五六）年五月京都所司代、同八（一七五八）年十月老中となつて、のち一万石の加増あり、天明元（一七八一）年九月に五十七歳で卒去している。

輝和は、天明四（一七八四）年四月寺社奉行加役、寛政十（一七九八）年十月大坂城代となり、同十二（一八〇〇）年八月大坂で卒去した。大田院殿徹鑑紹瑩大居士と諡された。

継いだ弟輝延は、享和二（一八〇二）年四月寺社奉行加役、文化十二（一八一五）年四月大坂城代、文政八（一八二五）年正月に五十一歳で卒去。

六代輝承、七代輝徳は夭折、八代輝充は無役に終わったが、九代輝聴は嘉永五（一八五二）年七月寺社奉行見習、安政三（一八五二）年九月寺社奉行加役、万延元（一八六〇）年六月三

十四歳で卒去した。

十代輝照のち輝聲は、慶応二（一八六六）年陸軍奉行となり、明治維新を迎える。

『赤藩小史』には、輝和の伝をつぎのように記す。

〔〇大田公御世

従四位下兼美濃守源朝臣輝和公御事は、御幼名長三郎様と奉称、御更名酒之丞様とも奉申。御嫡、下野守輝行君、安永四年六月御早世被遊候に付、御父輝高公御願に依て、御世子に被定。同年十一月十五日、始て御目見、同十二月朔日、月次之御登城、雁の間席被仰付。同閏十二月御叙爵、美濃守に御改名。天明元辛丑年十一月、御家督、八万二千石被下之。同廿三日右京亮と御改名。同二年寅六月二日、摂津、河内両國の御領地一万石、越後国旧御領の地を以、引替被下。八月十五日、始て帰城の御暇被仰出、高崎へ御入部也。同月廿一日上州杵ヶ橋御関所御預ヶ被仰出、但シ是迄、松平大和守殿御勤之処也。（中略）同三年卯四月二十日、日光御靈屋へ為御名代御参拜被為在。（中略）同年九月朔日、拝奏者番被仰付。（中略）同四年甲辰、寺社御奉行御兼役被蒙仰。凌廟御代、同七年三月朔日、將軍宣下御規式の砌、覽筈を以御

取次被仰付。同七月、東叡山御靈屋御建継等御普請御用可勤之旨被仰付。造畢御時服被下之。十二月廿日、就御代替、領地之御判物御朱印社御用被仰付。同八年戊申二月、於吹上、御奏者番一同乘馬上覽被為蒙上意、吸物御酒被下之。三月七日、御判物御用御勤に付、於御座間御刀拝領。寛政元年己酉十一月、堂上方并寺社御判物御朱印御用被為勤、時服五重拝領之。(中略) 同十年戊午正月廿四日、高崎大火、

(中略) 同年十二月八日、被為召、大坂御城代被為蒙仰。

同十一己未年二月廿八日、御懇の上意を以、御暇被下之、御刀御時服御馬拝領。三月廿一日御発駕、此日、上野一品親王御入來、御暇被仰入、且御饗応有之。四月五日、大坂御着也。同七日御城入被為済、同年九月右京大夫被仰る。同十二年閏四月、越後国二万石は於摂河播の地御引替被下度旨、願之通被仰出。同年九月廿日、於大坂御卒去。御歳五十一歳。御火葬、平林寺に葬る。(中略) 因にいふ、此御代は、公刃寺社奉行の職久しく被為御勤、凡ソ天下国々の寺社、出家、社人の詔がら、御制断の趣、尽く穿鑿を遂られ、公用の書籍数百卷全備いたし、御座右に置給へりとなん承る。

(下略)

引用がいささか長文にすぎたが、末尾に本叢書の成立事情が述べられている貴重な文である。

この叢書「祠部職掌雜纂」が輝和の寺社奉行在職中に収集した資料集であることを裏付けている。また、総目録に記されている朱記に出処が詳しいことは、この総目録が単にこの叢書の形成過程を記すのみならず、寺社奉行所の文書蓄積状況もわかかわせるに足る貴重な史料であることも示している。

寛政重修諸家譜には、松平輝和について、家祖は松平信興(伊豆守信綱の五男、寛永七年生く元禄四年没、大坂城代・京都所司代、從四位下侍従)に始まる家系で、輝貞(信綱を継いだ輝綱の六男、信興の末期養子、寛文五年生く延享四年没、右京大夫・從四位下侍従)、輝規(松平信定の十男、輝貞の養子、天和二年生く寶曆六年没、從四位下、右京大夫)、輝高(輝規の嫡男、享保十年生く天明元年没、奏者番・寺社奉行・大坂城代・京都所司代・老中、右京大夫・從四位下侍従)について、嫡兄輝行(てるちか、寛延元年生く安永四年没、從五位下野守)の早逝により、父輝高の封を継いだとする。

参考のため、同書の輝和の項を再録しておく。

輝和(てるやす)

長三郎 酒之丞 美濃守 右京亮 従五位下 従四位下

資 母は輝行に同じ。嫡母の養ひとなる。

寛延三年生る。安永四年七月五日嫡子となり、十一月十五日はじめて淡明院殿(家治)に拝謁す。閏十二月十一日従五位下美濃守に叙任す。天明元年十一月十一日遺領を継、上野國片岡、群馬、碓氷、那波、緑埜、武蔵國新座、下総國海上、越後國蒲原、攝津國有馬、豊嶋、川邊、河内國茨田十二郡のうちにして八萬二千石を領し、上野國高崎城に住し、鷹間に候す。二十三日右京亮にあらたむ。十二月朔日襲封を謝するのとき、家臣三人御前に候す。二年六月二日攝津國有馬、豊嶋、川邊、河内國茨田四郡のうち一萬石の地を舊領越後國蒲原郡のうちにつさる。八月十五日はじめて城地にゆくのとまをたまふ。三年九月朔日奏者番となり、四年四月二十六日寺社奉行をかぬ。六年十二月十六日さきに封内風水の患あるにより、金七千兩を貸あたへらる。八年三月七日將軍家(家斉)御代しろしめされ、領知の御判物御朱印をたまふの事をうけたまはりしにより、關兼尚の御刀をたまひ、寛政元年十一月二十二日堂上方ならびに寺社領御判物御朱印の事をうけたまはりて、又時服五領を拜賜す。二年十一月二十四日昨日吹上をいいて公事裁斷を台聽

ありしにより、時服五領をたまひ、四年八月十五日従四位下に昇る。十年十二月八日大坂の城代に轉ず。

とあり、弟輝延(安永四年生)を天明八年に養子とし、寛政四年に將軍御目見を経て従五位下美濃守に叙任した後、輝和の実子輝健を寛政八年に兄輝延の養子としたことが見える。

ここには、本目録の作成にかかる直接的記事は見えず、寺社奉行在任期間を知り得るのみである。ただ堂上方・寺社領の判物・朱印に関する業務に携わったことは、現存の該当記録との直接的關係を示している(静嘉二〇三四四〜二〇三五〇)。

弘化三年九月に九代輝充が作成した系譜によれば、

五代

輝和ヲルヤス

従四位下右京大夫

幼名長三郎後改酒之丞美濃守右京亮

母同輝行

実母同輝行

寛延三年庚午三月廿一日生于武州江戸

寛政十二年庚申九月廿日卒于摂州大坂

葬于武州野火止平林寺号大円院徹鑑紹磐

とのみ記す。兄輝行の母は伊豆守信祝九女、実母は家女とある。先の文献に見えた法名を確認できる。

寺社奉行時代の松平右京亮輝和について、徳川實紀および續徳川實紀の記載を見ておこう。^⑦

○ 浚明院殿（家治）御實紀

天明四年四月廿六日「奏者番松平松平右京亮輝和、松平伯耆守資承寺社奉行をかねしめ、…」（七四九頁） 就任の記事。

天明五年十一月十日「日光門跡公延法親王明年上洛の事請聞え給ふより、寺社奉行松平右京亮輝和御して御許しあり。」（七八五頁）

○ 文恭院殿（家育）御實紀

天明六年十二月十六日「…、松平右京亮輝和、…領地不毛により金恩貸し給ふ事差あり。…」（二二頁）

天明七年三月朔日「牧野越中守貞長將軍宣下御裾の役、…、松平右京亮輝和おなじく亂箱取次の役命ぜらる。」（二三頁）

赤藩小史にみえる覽笥は亂箱である。奏者番の勤めである。天明七年四月十五日「黒木書院に渡御ありて、…、正二位の位記御覽はてて、白木書院へ出御あり。…、大廣間へ渡らせられ、…、宣旨は征夷大將軍・右近衛大將・右馬寮御監、淳和樂

學兩院別當・氏長者なり。一通づつ御覽はてて、…、（高家六角）越前守廣孝出座して亂箱をとりて西の御縁に持出て、奏者番松平右京亮輝和にわたす。右京亮輝和請取て砂金二包を亂箱に入

れ、南の御縁に持出る。官務（壬生敬義）出向ひ請取頂戴して退き去る。…、此日より 公方様と稱し奉る。」（二七二―二八頁） 家育の將軍就任に伴う一連の儀式である。

天明七年五月九日「寺社奉行松平右京亮輝和・勘定奉行柘植長門守正寔、明の月三縁山にて 惇信院殿廿七回御忌御法會の事命ぜられ、…。」（三一頁）

天明七年六月七日「…寺社奉行松平右京亮輝和・勘定奉行柘植長門守正寔、三縁山にて 惇信院殿御法會により、同じ山に赴くにより見へ奉る。」（三四頁）

天明七年六月十七日「三縁山 惇信院殿御法會のこと奉はりし寺社奉行松平右京亮輝和・勘定奉行柘植長門守正寔、をのをの時服をたまひ、…。」（三五頁）

天明七年十月七日「東叡山 新廟寶塔構造修理の事奉はりし寺社奉行松平右京亮輝和・勘定奉行久世下野守廣民、町奉行柳生主膳正久通、目付伊藤河内守忠移金時服を賜ふ。」（四七頁）惣目録の79はこの時の記録であろう。

天明七年十二月二十日「寺社奉行松平右京亮輝和領知の御判物御朱印、寺社領ともに奉はるべきよし命ぜられ、…」（五五頁）

天明八年二月十九日「吹上庭園にならせられて馬技御覽あり。其人員は奏者番土屋能登守泰直・松平右京亮輝和（七名）、大

料 番頭（六名）、御書院番頭（五名）、西城同職（二名）、小姓組番頭（九名）なり。いづれも其技を賞せられ懇詞を蒙り、夫よりまうのぼり饗給ふ。」（六一頁）

天明八年三月七日「御判物御朱印の事奉はりしにより、……、及び松平右京亮輝和兼尚の御刀、…を賜ふ。…」（六三頁）

寛政元年三月八日「この日令せられしは、寺社領に御朱印ある所の領主地頭、所替、村替、あるは致仕、家督、改名、又頭支配等、去秋よりのち替る事あらば、そのむねを記し松平右京亮輝和、西尾隠岐守忠移が許へ出すべし。但寺社領の御朱印濟まさる間はかくのごとくたるべし。くはしき事は輝和・忠移へ承るべしとなり。」（九〇頁）寺社奉行の職掌事項である。

寛政元年十一月廿二日「寺社の奉行松平右京亮輝和、西尾隠岐守忠移、公卿寺社御判物御朱印の事奉はりしにより時服をたまひ、…」（一一〇頁）

寛政二年十一月廿三日「吹上に出まして、三奉行の公事裁断を聞しめさる。」、廿四日「きのふ公事裁許（断カ）にあづかりし寺社奉行松平右京亮輝和・牧野備前守忠精・板倉周防守勝政・松平紀伊守信道、町奉行初鹿野河内守信興・池田筑後守長惠、勘定奉行根岸肥前守鎮衛・曲淵甲斐守景漸に各時服をたまひ、…」

（一三七頁）

寛政三年七月廿九日「心観院様「家治夫人」御法會奉はりし寺社の奉行松平紀伊守信道障る事あるにより、松平右京亮輝和をして代らしめらる。」（一五九頁）

寛政三年八月十四日「宿老戸田采女正氏教、寺社奉行松平右京亮輝和、勘定奉行柳生主膳正久通、こたび東叡山、心観院殿御法會のおり山にあるをもて謁見を給ふ。」（二六〇頁）

寛政三年八月十五日「けふ内外の人々才試みられんとて、良夜といふ題出されて、詩歌たてまつるべきよし命ぜらる。まづ其人々には…、寺社奉行松平右京亮輝和…共に歌三首、……をささぐ。」（二六〇～一頁）

寛政三年八月廿二日「御法會はてしにより、三家の方々使し、…、寺社の奉行松平右京亮輝和・勘定奉行柳生主膳正久通・山の警衛三浦志摩守前次謁を給ふ。」（二六一頁）

寛政三年八月廿五日「心観院殿御法會の事奉はりしにより、寺社の奉行松平右京亮輝和、勘定奉行柳生主膳正久通時服を賜はり、…。」（二六一頁）

寛政四年二月廿五日「寺社奉行松平右京亮輝和、板倉周防守勝政上使として、増上寺大僧正統警病により請ふままに辭職せしめらる。」（二七七頁）

寛政四年二月廿八日「松平右京亮輝和養子仲輝延始て見え奉

る。」(一七七頁)

寛政四年八月十五日「寺社奉行松平右京亮輝和勤務惰りなきを称せられ四品に叙し給はる。」(一九一頁)

寛政四年十二月十六日「従五位下に叙する者……、松平右京亮輝和養子仲輝延は美濃守、……と改む。」(二〇三頁)

寛政五年六月廿五日「宿老松平伊豆守信明 若君「孝順院殿」御葬埋の事奉はるべしと命せられ、其他少老京極備前守高久、寺社の奉行松平右京亮輝和、……なり。」(二一〇頁)

寛政五年六月廿七日「寺社奉行松平右京亮輝和して、増上寺方丈へ御法會の料銀五百枚下さる。」(二二〇頁)

寛政五年七月六日「御法會濟せられしにより、……、寺社奉行松平右京亮輝和、……拜謁す。」(二二二頁)

寛政五年七月十七日「孝順院殿御葬送御法會の事奉はりしをもて寺社奉行松平右京亮輝和に巻物五、……をたまふ。」(二二二頁) 149「孝順院様御新葬御法事一件」は、この時の記録である。

寛政五年十二月二日「阿部伊勢守正倫、松平右京亮輝和に雁を下さる。」(二三三頁)

寛政十年三月十八日「寺社奉行松平右京亮輝和・留守居……、小普請奉行……、目付……、明日の月 御臺所東叡山御詣の事奉はるべしと命ぜらる。」(二七五頁) 151「御臺様東叡山御参詣一件」

は、この時の記録である。

寛政十年十二月八日「大坂の城代牧野備前守忠精所司代となり、……、寺社の奉行松平右京亮輝和大坂の城代となり、……、寛政十年十二月十四日「大坂城代松平右京亮輝和養子美濃守輝延、父輝和勤務のうち雁の間班命ぜらる。」(三九六頁)

輝和の卒伝を見よう。

寛政十二年十一月十二日「上野國高崎城主松平右京大夫輝和卒せしにより、其養嗣美濃守輝延して遺領八萬二千石を襲しむ。この輝和は、故右京大夫輝高の第二子にして、兄下野守輝行身まかりしかば、安永四年七月五日嗣子となり、幼名長三郎又酒之丞といふ。その年十一月十五日 湊明院殿を拝し奉り、同じ年十二月十一日従五位下美濃守に叙任し、天明元年十一月十一日襲封し、其二十三日右京亮と改め、同じ三年九月朔日奏者の事奉はり、明の年四月廿六日寺社の奉行を兼。寛政四年八月十五日従四位下に叙し、同じ十年十二月八日大坂の城代に進み、翌十一年九月十六日左「右」京大夫と改稱し、今年九月二十日任所にして身まかす。年五十一。」(四四六・七頁)

徳川実紀の編纂方針から、松平輝和の伝記を構成するには必ずしも十分な史料とはいいがたいが、寺社奉行の職掌の一端がうかがえよう。

四 目錄記載記録と寺社奉行

松平輝和が、本叢書を編集するにあたって、前任の寺社奉行たちの諸記録に多く依存していることは、本目錄の随所に見える朱記に示される通りである。

- 11 「進達留」では各冊に担当奉行名が朱記されている。
 井上河内守正之 (11の1・4・9)
 黒田豊前守真邦 (11の2・3)
 大岡越前守忠相 (11の10・13・16・18・22・26・30・33・37・39・43)
 牧野越中守貞俱 (11の11・14・15・19・20)
 松平紀伊守信岑 (11の12)
 松平紀伊守正珍 (11の21・23・25・29・31・32・38)
 山名因幡守豊就 (11の27・40)
 小出伊勢守英智 (11の41・42)
 稲葉丹後守正甫 (11の44)
 青山因幡守忠朝 (11の46・49・50・52・55)
 松平右京亮輝高 (11の47)
 井上河内守利容 (11の48)
 鳥居伊賀守忠孝 (11の51・57・67)

- 堀田相模守正亮 (11の53・54)
 阿部伊予守正右 (11の56・59)
 毛利讃岐守匡平 (11の58・62・66)
 松平和泉守乗祐 (11の60・68・157)
 太田摂津守資俊 (11の61)
 酒井飛騨守忠香 (11の63・65・69・73)
 土井大炊頭利里 (11の71)
 松平伊賀守忠順 (11の72・80)
 土岐美濃守定経 (11の75・77・78・81・83・84・86・88)
 久世出雲守広明 (11の79・82・85・87)
 土屋能登守篤直 (11の88)
 牧野越中守貞長 (11の91・93・98・99・103・106・109)
 戸田因幡守忠寛 (11の107・114・117・126・131)
 太田備後守資愛 (11の108・113・119・123)
 阿部備中守正倫 (11の110・118・122・124・127・132・138・141)
 牧野豊前守惟成 (11の111・116・121・128・133・140)
 井上河内守正定 (11の130・134・137・146・157)

『祠部職掌雜纂惣目録』

さらに資料の借り出しを明記している。どのような人々から借り出したのだろうか。それぞれの目録番号を示しておく。

〔安藤対馬守信成 (11の135・136)〕	
〔堀田相模守正順 (11の139・143・147・154)〕	
〔松平伯耆守資承 (11の142・144)〕	
〔土井大炊頭利和 (11の152・156)〕	
〔稲葉丹後守正湛 (11の153・155)〕	
〔小堀土佐守政方 (11の157)〕	
〔青山因幡守忠朝留借写〕	8・80・139
〔土岐美濃守定経留借写〕	14・22・81・89・91・107・113・118・119・121・129・134・141・169
〔土岐美濃守定経留借写〕	107
〔井上河内守正定留借写〕	15・123・124
〔酒井飛騨守忠香留借写〕	17
〔酒井飛騨守忠香勤役中留借写〕	40
〔大岡越前守忠相留借写〕	19
〔大岡越前守忠相勤役中編集借写〕	39
〔松平紀伊守信道留借写〕	21・25・156

〔松平紀伊守信道より借写〕	33・126
〔戸田因幡守忠寛留借写〕	23・116
〔青山下野守忠裕より借写〕	32・34
〔曲淵甲斐守景漸より借写〕	35・38
〔曲淵甲斐守景漸留借写〕	48・54・125
〔牧野豊前守惟成勤役中留借写〕	41
〔安藤対馬守信成株附帳面之内〕	42
〔享保三戊年土井伊予守利意留借写〕	45
〔牧野佐渡守亘成留借写〕	78
〔松平伊賀守忠順留借写〕	82・83・103
〔太田備後守資愛留借写〕	84
〔太田備後守資愛より借写〕	108
〔土井大炊頭利和留借写〕	87・146・147
〔阿部備中守正倫留借写〕	77
〔阿部備中守正倫留借写〕	88・111・112・127
〔根岸肥前守鎮衛掛り〕	92
〔牧野越中守貞長留借写〕	154・155
〔桑原伊予守盛員掛り〕	98・96・120

- 54 井上河内守正之 享保一三年七月〜元文二年一〇月 *
- 60 牧野越中守貞俱 享保二〇年五月〜寛保二年六月 *
- (貞通)
- 62 松平紀伊守信岑 享保二〇年六月〜元文四年三月 *
- 63 大岡越前守忠相 元文元年八月〜寛延四年一月 *
- 64 本多紀伊守正珍 元文四年三月〜延享三年一〇月 *
- 65 山名因幡守豊就 元文四年三月〜延享四年九月 *
- 66 堀田相模守正亮 寛保二年七月〜延享元年五月 *
- 69 小出伊勢守英智 延享三年二月〜延享五年七月 *
- 72 稲葉丹後守正甫 延享四年一二月〜寛延三年一二月 *
- 73 青山因幡守忠朝 寛延元年八月〜寶曆八年一月 *
- 76 松平右京亮輝高 寶曆元年正月〜寶曆二年四月 *
- 77 鳥居伊賀守忠孝 寶曆二年四月〜寶曆一〇年三月 *
- 78 井上河内守利容 寶曆三年三月〜寶曆六年五月 *
- (正賢)
- 79 阿部伊予守正右 寶曆六年五月〜寶曆一〇年一二月 *
- 82 毛利讚岐守匡平 寶曆九年閏七月〜寶曆一四年二月 *
- 83 小堀土佐守政方 寶曆一〇年一〇月〜寶曆一一年七月 *
- 84 松平和泉守乘祐 寶曆一〇年八月〜明和元年六月 *
- 85 太田摂津守資俊 寶曆一〇年一二月〜寶曆一二年五月 *
- 86 酒井飛騨守忠香 寶曆一一年七月〜明和二年八月 *

- 87 鳥居伊賀守忠孝 寶曆一二年五月〜同年一二月 *
- 88 土井大炊頭利里 寶曆一三年二月〜明和六年八月 *
- 89 松平伊賀守忠順 明和元年六月〜安永四年八月 *
- 90 土岐美濃守定経 明和元年八月〜天明元年五月 *
- 91 久世出雲守広明 明和二年八月〜明和六年九月 *
- 92 牧野越中守貞長 明和六年八月〜安永六年九月 *
- 93 土屋能登守篤直 明和六年一〇月〜安永五年四月 *
- 94 太田備後守資愛 安永四年八月〜天明元年閏五月 *
- 95 戸田因幡守忠寛 安永五年六月〜天明二年九月 *
- 96 牧野豊前守惟成 安永六年九月〜天明三年七月 *
- 97 阿部備中守正倫 安永八年四月〜天明七年三月 *
- 98 井上河内守正定 天明元年閏五月〜天明六年三月 *
- 99 安藤対馬守信成 天明元年閏五月〜天明四年四月 *
- (信明)
- 100 堀田相模守正順 天明三年七月〜天明七年四月 *
- 101 松平右京亮輝和 天明四年四月〜寛政一〇年一二月 *
- 102 松平伯耆守資永 天明四年四月〜天明六年閏一〇月 *
- 103 土井大炊頭利和 天明六年三月〜天明八年六月 *
- 105 稲葉丹後守正湛 天明七年四月〜天明八年六月 *
- 107 松平紀伊守信道 天明八年六月〜寛政三年八月 *
- 108 板倉周防守勝政 天明八年六月〜寛政一〇年五月 *

- 110 脇坂淡路守安董 寛政三年八月〜文化一〇年間一月
 ○ 112 青山下野守忠裕 寛政五年九月〜寛政八年二月
 これらの寺社奉行のうち、64 本多紀伊守正珍（天明六年八月没）・91 久世出雲守広明（天明五年正月没）を除いて、96 牧野豊前守惟成（天明三年六月没）以前の人々は、松平右京亮輝和の寺社奉行就任以前に死去している。かれらの手元にあつた記録類は、先代輝高の時に借り出しているものでなければ、それぞれの後継者から輝和が借り受け、写させたと考えられる。

その他の役職者も確かめておこう。

- 曲淵甲斐守景漸は、大坂町奉行から、北町奉行（明和六年八月〜天明七年六月）を経て、勘定奉行（天明八年一月〜寛政九年二月）に就任している。借用記録はこの間のものである。
 ○ 牧野佐渡守亘成は未詳であるが、78 「孝恭院様御新葬一件」を借り写しているので、孝恭院様すなわち徳川家基の忌日は、安永八年二月二四日であり、当時の寺社奉行は牧野豊前守惟成である。惟成は佐渡守に叙任されていない。天明三年惟成の死去に伴い承継して佐渡守に叙任された嫡子宣成から、当時の記録を借り出したのであろう。亘成は宣成の誤りと見たい。
 ○ 根岸肥前守鎮衛、佐渡奉行から勘定奉行（天明七年七月〜寛

政一〇年十一月）を経て、南町奉行（寛政一〇年十一月〜文化一二年十一月）に就任する。92 寛政五年「水海道一件」は勘定奉行在任中の記録である。

○ 桑原伊予守盛員は、勘定奉行（安永五年七月〜天明八年一月）で、98 天明二年「作州波田大法寺一件」は在任中の記録である。

○ 菅沼下野守定喜は、京都町奉行（寛政元年九月〜寛政九年一月）を経て、勘定奉行（寛政九年一月〜享和二年五月）に就任する。148 は前職在任中の記録である。

以上に見てきた通り、松平（大河内）輝和は、記録類の収集にあたり、直接面識のある先輩・同僚・下僚はもとより、ときに過去の寺社奉行の子孫たちの手元に残されていた記録も借り出し、写させていたことは明らかである。もとより中には先代輝高が収集した記録も含まれていたであろう。

108 「東海寺輪番代願一件」の朱書には91 久世出雲守廣明と92 牧野越中守貞長の留を94 太田備後守資愛より借り写したと見える。事件担当者の記録原本が引き継がれていたのか、それとも資愛が写しを作らせていたのかは不明であるが、寺社奉行所は町奉行所や勘定奉行所と異なり、定まった役所はなく、寺社奉行自身の屋

『祠部職掌雑纂惣目録』

敷がそのまま役所を兼ね、事務上の必要文書は書類筆筒の引継ぎで済まされていたため、個々の事件記録の多くは寺社奉行経験者の手元に残されることが多かったのではないかと考えたい。

松平（大河内）輝和の行為は、特別なものではなく、寺社奉行の多くは大なり小なり、類似の記録借り出しと筆写を行っていたのではないだろうか。篠山藩青山家の祠部職掌類聚・祠部職掌雑纂も同じ趣旨で筆写収集されたのであろう。

私たちに与えられた課題は、この目録に記された諸本がどれほど現存しているのかを追求し、その内容を明らかにすることである。

（橋本久）

〔註〕

- ① 静嘉堂文庫編『静嘉堂文庫国書分類目録』続 昭和十四（一九三九）年
- ② 川瀬一馬『日本における書籍收藏の歴史』ベリカン社 一九九九年
- ③ 『松井簡治』先生の家筋は高崎藩の藩士で銚子詰めの役人でした（一）一七頁
- ④ 高崎市『高崎市史』上巻 昭和二年 二二頁以下
- ⑤ 高崎市史編さん委員会編『高崎市史』第三巻 高崎市 昭和四十三（一九六八）年 一六〇～一六三頁
- ⑥ 『新訂寛政重修諸家譜』第五 続群書類従完成会 昭和三十九年 三〇九頁
- ⑦ 『大河内氏系譜』『高崎市史』第三巻 四頁
- ⑧ 『新訂増補國史大系』徳川實紀第十篇 吉川弘文館 昭和四一年
- ⑨ 『新訂増補國史大系』續徳川實紀第一篇 同、同年
- ⑩ 小沢文子『寺社奉行考』（児玉幸多先生古稀記念会編 『幕府制度史の研究』吉川弘文館 昭和五八年）

〔正誤表〕

『祠部職掌類聚・祠部職掌雑纂』目録（四三号所収）

三七一頁 30・5 一行目

（誤） 元文四年從未正月至十二月

（正） 元文六四年從正月至十二月

三七九頁 52

（誤） 新設

（正） 新設後

『祠部職掌類聚・祠部職掌雑纂』目録（統）（四四号所収）

二八一頁 95

（誤） 直目安論所書抜

田畑 海道

（正） 直目安 論所書抜

田畑 海道

